主眼事項	基準等・通知　等	評価	備考
第１の１ 指定居宅サービスの事業の一般原則	□　利用者の意思及び人格を尊重して，常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めているか。 ◆平11厚令37第3条第1項 □　指定居宅サービスの事業を運営するに当たっては，地域との結び付きを重視し，市町村，他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めているか。 ◆平11厚令37第3条第2項 □　利用者の人権の擁護，虐待の防止等のため，必要な体制の整備を行うとともに，その従業者に対し，研修を実施する等の措置を講じているか。（経過措置あり）　◆平11厚令37第3条第3項 □　利用者の人権の擁護及び虐待の防止を図るため，責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに，その従業者に対する研修の実施その他の必要な措置を講じるよう努めているか。◆平24府条例27第3条第3項 □　指定居宅サービスを提供するに当たっては，法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し，適切かつ有効に行うよう努めているか。　◆平11厚令37第3条第4項	適・否	令和６年３月３１日までは努力義務（経過措置） 責任者等体制の有・無 研修等実施の有・無
第１の２ 基本方針 〈法第73条第1項〉	□　要介護状態となった場合においても，その利用者が可能な限りその居宅において，その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう，生活機能の維持又は向上を目指し，必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより，利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとなっているか。◆平11厚令37第92条	適・否	特に「自立支援」の観点からサービスを提供しているか
第１の３ 暴力団の排除	□　管理者及び従業者（利用者の利益に重大な影響を及ぼす業務の全部又は一部について一切の裁判外の行為をなす権限を有し，又は当該管理者の権限を代行し得る地位にある者）は，暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員ではないか。◆平24府条例27第4条 □　前項の事業所は，その運営について，暴排条例第２条第４号に規定する暴力団員等の支配を受けていないか。　◆平24府条例27第4条	適・否	
第２　人員に関する基準 ＜法第74条第1項＞ １　通則	□　通所介護の「単位」について　◆平11厚令37第93条第4項 通所介護の単位とは，同時に，一体的に提供される通所介護をいう。 ◎　例えば，次のような場合は２単位として扱われ，それぞれの単位ごとに必要な従業者を確保する必要がある。 ア　通所介護が同時に一定の距離を置いた二つの場所で行われ，これらのサービスの提供が一体的に行われていると言えない場合 イ　午前と午後で別の利用者に対して通所介護を提供する場合 利用者ごとに策定した通所介護計画に位置づけられた内容の指定通所介護が一体的に提供されていると認められる場合は，同一単位で提供時間数の異なる利用者に対して指定通所介護を行うことも可能である。なお，同時一体的に行われているとは認められない場合は，別単位となることに留意すること。◆平11老企25第3の六1 (1) ① ◎　延長サービスを行う場合の人員配置　◆平11老企25第3の六1 (1) ② ８時間以上９時間未満の指定通所介護の前後に連続して延長サービスを行う場合にあっては，事業所の実情に応じて，適当数の従事者を配置すること。 ◎　生活相談員，介護職員及び看護職員又は介護職員の人員配置については，当該職種の従業員がサービス提供時間内に勤務する時間数の合計（以下「勤務延時間数」という。）を提供時間数で除して得た数が基準において定められた数以上となるよう，勤務延時間数を確保するよう定められたものであり，必要な勤務延時間数が確保されれば当該職種の従業員数の員数は問わないものである。 ◆平11老企25第3の六1 (1) ③	適・否	単位数：　　単位 定員：　　人 　　人 　　人 計　　人 提供日ごとに利用者数・勤務延時間数を確認 ２単位以上の場合，単位ごとに確認

主眼事項	基準等・通知　等	評価	備考
２　生活相談員	□　通所介護の提供日ごとに，当該指定通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該指定通所介護に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が１以上確保されるために必要と認められる数となっているか。　◆平11厚令37第93条第1項第1号 ◎　指定通所介護の単位の数にかかわらず，次の計算式のとおり指定通所介護事業所における提供時間数に応じた生活相談員の配置が必要になるものである。ここでいう提供時間数とは，当該事業所におけるサービス提供開始時刻から終了時刻まで（サービスが提供されていない時間帯を除く。）とする。　◆平11老企25第3の六1(1)④ 【確保すべき生活相談員の勤務延時間数の計算式】 提供日ごとに確保すべき勤務延時間数 ≧ 提供時間数 例1. 1単位の指定通所介護を実施している事業所の提供時間数を6時間とした場合，生活相談員の勤務延時間数を，提供時間数である6時間で除して得た数が1以上となるよう確保すればよいことから，従業者の員数にかかわらず6時間の勤務延時間数分の配置が必要となる。 例2. 午前9時から正午，午後1時から午後6時の2単位の指定通所介護を実施している事業所の場合，当該事業所におけるサービス提供時間は午前9時から午後6時（正午から午後1時までを除く。）となり，提供時間は8時間となることから，従業者の員数にかかわらず8時間の勤務延時間数分の配置が必要となる。 なお，指定通所介護事業所が，利用者の地域での暮らしを支えるため，医療機関，他の居宅サービス事業者，地域の住民活動等と連携し，指定通所介護事業所を利用しない日でも利用者の地域生活を支える地域生活を支える地域連携の拠点としての機能を展開できるように，生活相談員の確保すべき勤務延時間数には，「サービス担当者会議や地域ケア会議に出席するための時間」，「利用者宅を訪問し，在宅生活の状況を確認した上で，利用者の家族も含めた相談・援助のための時間」，「地域の町内会，自治会，ボランティア団体等と連携し，利用者に必要な生活支援を担ってもらうなどの社会資源の発掘・活用のための時間」など，利用者の地域生活を支える取組のために必要な時間も含めることができる。 ただし，生活相談員は，利用者の生活の向上を図るため適切な相談・援助等を行う必要があり，これらに支障がない範囲で認められるものである。 *Ｈ24Ｑ＆Ａ　Vol.２　問12* *サービス担当者会議に出席するための時間については，確保すべき勤務延時間数に含めて差し支えない。* *Ｈ27Ｑ＆Ａ　Vol.１　問49* *生活相談員の勤務延時間に認められる「地域の町内会，自治会，ボランティア団体等と連携し，利用者に必要な生活支援を担ってもらうなど社会資源の発掘，活用のための時間」の例* *・事業所の利用者である要介護者等も含んだ地域における買い物支援，移動支援，見守りなどの体制を構築するため，地域住民等が参加する会議等に参加する場合* *・利用者が生活支援サービスを受けられるよう地域のボランティア団体との調整に出かけていく場合* *生活相談員の事業所外での活動に関しては，利用者の地域生活を支えるための取組である必要があるため，事業所において，その活動や取組を記録しておく必要がある。* ◎　社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。 ◆平11老企25第3の六1(2)	適・否	生活相談員　　人 氏名 資格 うち常勤者　　人 提供日ごとに 左記計算式を確認 (H24Q&A vol.1 問65)
３　看護職員	□　通所介護の単位ごとに，専ら当該サービスの提供に当たる看護職員（看護師又は准看護師）が１以上確保されるために必要と認められる数となっているか。　◆平11厚令37第93条第1項第2号	適・否	看護職員　　人 氏名

主眼事項	基準等・通知　等	評価	備考
	◎　看護職員については，指定通所介護事業所の従業者により確保することに加え，病院，診療所，訪問看護ステーションとの連携により確保することも可能である。具体的な取扱いは以下のとおりとする。 ア　指定通所介護事業所の従業者により確保する場合 　提供時間帯を通じて，専ら当該指定通所介護の提供に当たる必要はないが，当該看護職員は提供時間帯を通じて，指定通所介護事業所と密接かつ適切な連携を図るものとする。 イ　病院，診療所，訪問看護ステーションとの連携により確保する場合 　看護職員が指定通所介護事業所の営業日ごとに利用者の健康状態の確認を行い，病院，診療所，訪問看護ステーションと指定通所介護事業所が提供時間帯を通じて密接かつ適切な連携を図るものとする。 　なお，アとイにおける「密接かつ適切な連携」とは，指定通所介護事業所へ駆けつけることができる体制や適切な指示ができる連絡体制などを確保することである。 ♦平11老企25第3の六1 (1) ⑥ *H27Q＆A　Vol. 1　問 30* *通所介護を行う時間帯を通じて１名以上の配置が求められる看護職員（中重度者ケア体制加算），認知症介護実践者研修等の修了者（認知症加算）は，日ごと又は１日の時間帯によって人員が変わっても，加算の要件の一つである「指定通所介護を行う時間帯を通じて，専ら当該指定通所介護の提供に当たる介護職員（認知症介護実践者研修等の修了者）を１名以上配置していること」を満たすこととなる。* *H27Q＆A　Vol. 1　問 50* *健康状態の確認を行うために要する時間は，事業所の規模に応じて異なるため，一概に示すことはできないが，利用者全員に対して適切に健康状態の確認を行えるように病院，診療所又は訪問看護ステーションと契約を結ぶ必要がある。* *また，事業所に駆けつけることができる体制に係る距離的概念については，地域の実情に応じて対応するため，一概に示すことはできないが，利用者の容態急変に対応できるよう契約先の病院，診療所又は訪問看護ステーションから適切に指示を受けることができる連絡体制を確保することでも密接かつ適切な連携を図っていることになる。* *H30Q＆A　Vol. 6　問 3* *通所介護，地域密着型通所介護の看護職員（看護師・准看護師）の配置基準については，平成 27 年度介護報酬改定において，営業日ごとに利用者の健康状態の確認を行い，他の医療機関等の看護職員とサービス提供時間を通じて密接かつ適切な連携を図っている場合には看護職員が確保されている取り扱いとしたところである。* *しかしながら，やむを得ず看護職員の確保が困難となった場合には，速やかに人員確保をするべきであるものの，看護職員が確保されるまでの間，看護職員が行うバイタルチェックなどの健康管理や必要に応じて行う利用者の観察等の業務について，医師又は歯科医師が代替して行うことは可能であると解することとして差し支えない。小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護の看護職員の配置基準についても同様とする。* *また，この場合，これらのサービスにおいて看護職員又は介護職員等の配置を要件とする加算のうち，通所介護，地域密着型通所介護の認知症加算及び口腔機能向上加算並びに小規模多機能型居宅介護の訪問体制強化加算については，看護職員又は介護職員等の業務を医師又は歯科医師が代替して行うことが可能であると解することとして差し支えないが，各々の加算要件を変更するものではないことから，勤務形態等その他要件はすべて満たす必要があるので留意されたい。*		（サービス提供日ごとの配置となっているか） ※減算規定あり 専従時間外の連携内容 （　　） 病院等と連携している場合 ・契約締結の有無 ・利用者の容態急変時の連絡体制の有無
４　介護職員	□　通所介護の単位ごとに，当該指定通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定通所介護を提供している時間数（提供単位時間数）で除して得た数が，利用者（当該事業者が法第115条の45第１項第１号ロに規定する第１号通所事業（旧法第８条の２第７項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして市	適・否	介護職員　　人 うち常勤者　　人 単位・提供日ごとに以下

<table>
<tr><th>主眼事項</th><th>基準等・通知　等</th><th>評価</th><th>備考</th></tr>
<tr><td></td><td>町村が定めるものに限る。）※に係る指定事業者の指定を受け，かつ，これらの各事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては，当該事業所における指定通所介護又は当該第１号通所事業の利用者。（以下同じ。）の数が15人までは１以上，15人を超える場合にあっては，15人を超える部分の利用者の数を５で除して得た数に１を加えた数以上確保されるために必要と認められる数となっているか。　♦平11厚令37第93条第1項第3号

通所介護の人員配置基準を満たすために必要となる介護職員の勤務時間数の具体例（単位ごと）
<table>
<tr><th colspan="2"></th><th colspan="7">平均提供時間数</th></tr>
<tr><th colspan="2"></th><th>3.0時間</th><th>4.0時間</th><th>5.0時間</th><th>6.0時間</th><th>7.0時間</th><th>8.0時間</th><th>9.0時間</th></tr>
<tr><td rowspan="8">利用者</td><td>５人</td><td>3.0時間</td><td>4.0時間</td><td>5.0時間</td><td>6.0時間</td><td>7.0時間</td><td>8.0時間</td><td>9.0時間</td></tr>
<tr><td>１０人</td><td>3.0時間</td><td>4.0時間</td><td>5.0時間</td><td>6.0時間</td><td>7.0時間</td><td>8.0時間</td><td>9.0時間</td></tr>
<tr><td>１５人</td><td>3.0時間</td><td>4.0時間</td><td>5.0時間</td><td>6.0時間</td><td>7.0時間</td><td>8.0時間</td><td>9.0時間</td></tr>
<tr><td>１６人</td><td>3.6時間</td><td>4.8時間</td><td>6.0時間</td><td>7.2時間</td><td>8.4時間</td><td>9.6時間</td><td>10.8時間</td></tr>
<tr><td>１７人</td><td>4.2時間</td><td>5.6時間</td><td>7.0時間</td><td>8.4時間</td><td>9.8時間</td><td>11.2時間</td><td>12.6時間</td></tr>
<tr><td>１８人</td><td>4.8時間</td><td>6.4時間</td><td>8.0時間</td><td>9.6時間</td><td>11.2時間</td><td>12.8時間</td><td>14.4時間</td></tr>
<tr><td>１９人</td><td>5.4時間</td><td>7.2時間</td><td>9.0時間</td><td>10.8時間</td><td>12.6時間</td><td>14.4時間</td><td>16.2時間</td></tr>
<tr><td>２０人</td><td>6.0時間</td><td>8.0時間</td><td>10.0時間</td><td>12.0時間</td><td>14.0時間</td><td>16.0時間</td><td>18.0時間</td></tr>
</table></td><td></td><td>を確認(H24Q&A vol.1 問65)※減算規定あり

□　勤務延時間数≧平均提供単位時間数×((利用者数-15人)/5＋1)

□　常時１名以上確保されているか。</td></tr>
<tr><td>５　機能訓練指導員</td><td>□　１以上となっているか。　♦平11厚令37第93条第1項第4号

□　日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者となっているか。なお，当該通所介護事業所の他の職務に従事することは差し支えない。　♦平11厚令37第93条第5項
◎　「訓練を行う能力を有する者」とは，理学療法士，作業療法士，言語聴覚士，看護職員，柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師，はり師又はきゅう師の資格を有する者（はり師及びきゅう師については，理学療法士，作業療法士，言語聴覚士，看護職員，柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で６月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）とする。
　ただし，利用者の日常生活やレクリエーション，行事を通じて行う機能訓練については，当該事業所の生活相談員又は介護職員が兼務して行っても差し支えない。　♦平11老企25第3の六1（3）</td><td>適・否</td><td>機能訓練指導員　　人
氏名
資格
訓練加算（Ⅰ）イ：
（有・無）
有の場合，専従であるか確認
訓練加算（Ⅰ）ロ：
（有・無）
イに加えて専従指導員が必要
訓練加算（Ⅱ）：有・無
有の場合，厚労省に提出しているか
（有・無）</td></tr>
<tr><td>６　常勤職員の確保</td><td>□　生活相談員又は介護職員のうち１人以上は常勤となっているか。
♦平11厚令37第93条第6項
◎　同一事業所で複数の単位の通所介護を同時に行う場合であっても，常勤の従業者は事業所ごとに確保すれば足りるものである。
♦平11老企25第3の六1（1）⑧
Ｒ３Ｑ＆Ａ　Vol.３　問44
営業日ごと又は単位ごとに常勤職員を配置する必要はなく，事業所として常勤の生活相談員又は介護職員を１名以上確保していれば足りる。</td><td>適・否</td><td>うち常勤従業者　　人</td></tr>
<tr><td>７　介護職員等の確保</td><td>□　指定通所介護事業者は，指定通所介護の単位ごとに，介護職員を，常時一人以上当該指定通所介護に従事させているか。
♦平11厚令37第93条第2項

◎　介護職員等については，指定通所介護の単位ごとに常時一人以上確保することとされているが，これは介護職員等が常に確保される</td><td>適・否</td><td>単位ごとに確認</td></tr>
</table>

主眼事項	基準等・通知　等	評価	備考
	よう必要な配置を行うよう定めたものである。 ◆平11老企25第3の六1（1）⑤		
８　他の単位との兼務	□　上記第２の2～5の規定にかかわらず，介護職員等は，利用者の処遇に支障がない場合は，他の指定通所介護の単位の介護職員等として従事することができるものとする。◆平11厚令37第93条第3項 ◎　例えば複数の単位の指定通所介護を同じ時間帯に実施している場合，単位ごとに介護職員等が常に一人以上確保されている限りにおいては，単位を超えて柔軟な配置が可能である。 ◆平11老企25第3の六1（1）⑤	適・否	
９　第１号通所事業との兼務	□　指定通所介護事業者が第１項第３号に規定する第１号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け，かつ，これらの各事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については，京都府の定める当該第１号通所事業の人員に関する基準を満たすことをもって，上記第２の１から８に規定する員数を満たしているものとみなすことができる。◆平11厚令37第93条第7項	適・否	
10　管理者	□　当該事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。 ただし，当該事業所の管理上支障がない場合は，当該事業所の他の職務に従事し，又は同一敷地内にある他の事業所，施設等の職務に従事することができる。 ◆平11厚令37第94条	適・否	氏名： 兼務内容：
第３　設備に関する基準 ＜法第74条第2項＞ １　設備及び備品等	□　事業所は，食堂，機能訓練室，静養室，相談室及び事務室を有するほか，消火設備その他の非常災害に際して必要な設備（※）並びにサービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えているか。 ◆平11厚令37第95条第1項 ◎　事業所とは，通所介護を提供するための設備及び備品を備えた場所をいう。原則として一の建物につき，一の事業所とするが，利用者の利便のため，利用者に身近な社会資源（既存施設）を活用して，事業所の従業者が当該既存施設に出向いて通所介護を提供する場合については，これらを事業所の一部とみなして設備基準を適用する。　◆平11老企25第3の六2（1） ※　消火設備その他の非常災害に際して必要な設備とは，消防法その他の法令等に規定された設備を示しており，それらの設備を確実に設置しなければならないものである。◆平11老企25第3の六2（3） □　専ら当該事業の用に供するものとなっているか。 ただし，利用者に対するサービス提供に支障がない場合はこの限りでない。　◆平11厚令37第95条第3項 ◎　指定通所介護事業所と指定居宅サービス事業所等を併設している場合に，利用者へのサービス提供に支障がない場合は，設備基準上両方のサービスに規定があるものは共用が可能である。ただし，指定通所介護事業所の機能訓練室等と，指定通所介護事業所と併設の関係にある病院，診療所，介護老人保健施設又は介護医療院における指定通所リハビリテーション等を行うためのスペースについて共用する場合にあっては，以下の条件に適合することをもって，これらが同一の部屋等であっても差し支えないものとする。 ア　当該部屋等において，指定通所介護事業所の機能訓練室等と指定通所リハビリテーション等を行うためのスペースが明確に区分されていること。 イ　指定通所介護事業所の機能訓練室等として使用される区分が，指定通所介護事業所の設備基準を満たし，かつ，指定通所リハビリテーション等を行うためのスペースとして使用される区分が，指定通所リハビリテーション事業所等の設備基準を満たすこと。 また，玄関，廊下，階段，送迎車両など，基準上は規定がないが，設置されるものについても，利用者へのサービス提供に支障がない場合は，共用が可能である。 なお，設備を共用する場合，居宅基準第104条第２項において，指定通所介護事業者は，事業所において感染症が発生し，又はまん延しないように必要な措置を講じるよう努めなければならないと	適・否	届出図面と変更ないかあれば変更届が必要 宿泊サービスの実施の

主眼事項	基準等・通知　等	評価	備考
	定めているところであるが，衛生管理等に一層努めること。 ◆平11老企25第3の六2 (4) □　指定通所介護事業者が，事業所の設備を利用し，夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合には，当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に京都府知事に届け出るものとする。 ◆平11厚令37第95条第4項 ◎　指定通所介護の提供以外の目的で，指定通所介護事業所の設備を利用し，夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービス（以下「宿泊サービス」という。）を提供する場合には，当該サービスの内容を当該サービスの提供開始前に京都府に届け出る必要があり，届出内容については，別紙様式（平 11 老企 25）によるものとする。 　また，指定通所介護事業者は宿泊サービスの届出内容に係る介護サービス情報を京都府に報告し，京都府は情報公表制度を活用し宿泊サービスの内容を公表することとする。 　指定通所介護事業者は届け出た宿泊サービスの内容に変更がある場合は，変更の事由が生じてから 10 日以内に京都府知事に届け出るよう努めることとする。また，宿泊サービスを休止又は廃止する場合は，その休止又は廃止の日の１月前までに京都府知事に届け出るよう努めることとする。　◆平11老企25第3の六2 (5) *H27Q＆A　Vol. 1　問 64* *　指定通所介護事業所等の設備を利用した宿泊サービスに係る届出及び事故報告については，指定居宅サービス等基準を改正し規定したものであるため，届出を行わない場合や事故報告を行わなかった場合には，指定通所介護の運営基準違反となる。* *H27Q＆A　Vol. 1　問 66* *　指定通所介護事業所の設備を利用して提供する宿泊サービスについては，届出の対象とするが，指定通所介護事業所の設備を利用しないものについては対象としない。また，食堂などの一部設備を共用するが，宿泊に関しては指定通所介護事業所等以外で実施する場合は対象とならない。* *　なお，高齢者を入居させ，「入浴，排せつ又は食事の介護」，「食事の提供」，「洗濯，掃除等の家事」又は「健康管理」の少なくとも一つのサービスを供与する場合には，有料老人ホームに該当し，老人福祉法上の届出を行うことが必要となることに留意すること。*		有無 有の場合，届出がなされているか。
２　設備の基準	□　食堂及び機能訓練室　◆平11厚令37第95条第2項1号 　それぞれ必要な広さを有するものとし，その合計した面積は，３平方㍍に利用定員を乗じて得た面積以上となっているか。 　ただし，食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき，かつ，機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては，食堂及び機能訓練室は同一の場所とすることができる。 ◎　狭隘な部屋を多数設置することにより面積を確保すべきものではない。ただし，通所介護の単位をさらにグループ分けして効果的なサービスの提供が期待される場合はこの限りではない。 ◆平11老企25第3の六2 (2) □　相談室　◆平11厚令37第95条第2項第2号 　遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されているか。	適・否	３×利用定員＝ 現面積＝ ２単位以上の場合 単位ごとに明確にパーテーション等で区分されており，専用の区画のみで面積要件を満たすか確認（共用の通路となる部分等は面積から除く） 遮へい物等でプライバシー確保しているか
３　第１号通所事業との兼用	□　指定通所介護事業者が第93条第１項第３号に規定する第１号通所事業※に係る指定事業者の指定を併せて受け，かつ，これらの各事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については，京都府の定める当該第１号通所事業の設備に関する基準を満たすことをもって，上記第３の１及び２に規定する設備及び備品等を備えているものとみなすことができる。　◆平11厚令37第95条第5項	適・否	
第４　運営に関する基準	□　サービスの提供の開始に際し，あらかじめ，利用申込者又はその家族に対し，運営規程の概要，通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項を記し	適・否	最新の重要事項説明書で内容確認 利用申込者の署名等が

主眼事項	基準等・通知　等	評価	備考
＜法第74条第2項＞ 1　内容及び手続の説明及び同意	た文書を交付して説明を行い，当該提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。　♦平11厚令37第8条第1項準用 ◎　記載すべき事項は以下のとおり。　♦平11老企25第3の－3（2）準用 ア　運営規程の概要 イ　通所介護従業者の勤務体制 ウ　事故発生時の対応 エ　苦情処理の体制 オ　提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無，実施した直近の年月日，実施した評価機関の名称，評価結果の開示状況）等 ※　利用申込者又はその家族から申出があった場合には，文書の交付に代えて電磁的方法により提供することも可。 □　同意は書面によって確認しているか。（努力義務） ♦平11老企25第3の－3（2）準用		あるもので現物確認 ★苦情申立窓口に以下の記載が漏れないか □通常の事業の実施地域に係る全ての市町村 □国民健康保険連合会 ★運営規程と不整合ないか □職員の員数 □営業日・営業時間 □通常の事業実施地域 □利用料・その他費用 ※契約書は努力義務
2　提供拒否の禁止	□　正当な理由なくサービスの提供を拒んでいないか。 ♦平11厚令37第9条準用 特に，要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。　♦平11老企25第3の－3（3）準用 ◎　サービス提供を拒む場合の正当な理由とは，次の場合である。 ♦平11老企25第3の－3（3）準用 ①　当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合 ②　利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合 ③　その他利用申込者に対し，自ら適切なサービスを提供することが困難な場合	適・否	【　事例の有・無　】 あればその理由
3　サービス提供困難時の対応	□　通常の事業実施地域等を勘案し，利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は，当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡，適当な他の指定通所介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。 ♦平11厚令37第10条準用	適・否	【地域外からの申込例の有・無】 その際の対応 （断った，応じた等）
4　受給資格等の確認	□　サービスの提供を求められた場合は，その者の提示する被保険者証によって，被保険者資格，要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめているか。　♦平11厚令37第11条第1項準用 □　被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは，当該認定審査会意見に配慮してサービスを提供するよう努めているか。 ♦法73条第2項，平11厚令37第11条第2項準用	適・否	対処方法確認 （申請時にコピー等） 記載例あるか。あれば当該事例の計画確認
5　要介護認定の申請に係る援助	□　サービスの提供の開始に際し，要介護認定を受けていない利用申込者については，要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し，申請が行われていない場合は，当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。　♦平11厚令37第12条第1項準用 □　居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは，要介護認定の更新の申請が，遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう，必要な援助を行っているか。　♦平11厚令37第12条第2項準用	適・否	【　事例の有・無　】 あれば，その対応内容 【　事例の有・無　】 あれば対応内容
6　心身の状況等の把握	□　サービスの提供に当たっては，利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて，利用者の心身の状況，その置かれている環境，他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。　♦平11厚令37第13条準用	適・否	担当者会議参加状況 やむをえず欠席する場合，意見照会に回答しているか
7　居宅介護支援事業者等との連携	□　サービスを提供するに当たっては，居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。　♦平11厚令37第14条第1項準用	適・否	開始時の連携方法確認

主眼事項	基準等・通知　等	評価	備考
	□　サービスの提供の終了に際しては，利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに，当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。　♦平11厚令37第14条第2項準用		終了事例での連携内容確認（文書で情報提供等）
8　法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	□　サービスの提供の開始に際し，利用申込者が介護保険法施行規則第64条各号のいずれにも該当しないときは，当該利用申込者又はその家族に対し，居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により，サービスの提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明するとともに，居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っているか。 ♦平11厚令37第15条準用	適・否	【　事例の有・無　】 あれば対応内容
9　居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	□　居宅サービス計画が作成されている場合は，当該計画に沿ったサービスを提供しているか。　♦平11厚令37第16条準用	適・否	居宅サービス計画の入手を確認。作成のない事例あるか確認
10　居宅サービス計画等の変更の援助	□　利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は，当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っているか。　♦平11厚令37第17条準用 ◎　サービスを追加する場合，当該サービスを法定代理受領として利用する場合には，支給限度額内で居宅サービス計画を変更する必要がある旨の説明を行い，その他必要な援助を行うこと。 ♦平11老企25第3の－3（8）準用	適・否	事業所の都合で計画変更を迫っていないか
11　サービスの提供の記録	□　サービスを提供した際には，サービスの提供日及び内容，保険給付の額その他必要事項を，利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しているか。　♦平11厚令37第19条第1項準用 ◎　利用者の居宅サービス計画又はサービス利用票等に記載すべき事項　♦平11老企25第3の－3（10）①準用 ア　サービスの提供日 イ　内容 ウ　保険給付の額 エ　その他必要な事項 □　サービスを提供した際には，提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに，利用者からの申出があった場合には，文書の交付その他適切な方法により，その情報を利用者に対して提供しなければならない。　♦平11厚令37第19条第2項準用 ◎　記録すべき事項　♦平11老企25第3の－3（10）②準用 ア　サービスの提供日　※サービス開始及び終了時刻含む イ　内容 ウ　利用者の心身の状況 エ　その他必要な事項 ◎　その他適切な方法とは，例えば，利用者の用意する手帳等に記載するなどの方法である。　♦平11老企25第3の－3（10）②準用	適・否	個人記録確認 利用者ごとの実績提供時間がわかるよう，開始・終了時刻を記録上記載しているか 開示内容確認 希望によらず積極的に情報提供している場合はその提供方法
12　利用料等 1 の受領 2 3	□　法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した際には，その利用者から利用料の一部として，当該サービスに係る居宅介護サービス費用基準額から当該事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けているか。　♦平11厚令37第96条第1項 □　法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と，サービスに係る居宅介護サービス費用基準額との間に不合理な差額が生じていないか。 ♦平11厚令37第96条第2項 ◎　一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けてはならない。　♦平11老企25第3の－3（11）②準用 □　上記の支払を受ける額のほか，利用者から受けることができる以下の費用の額以外の額の支払を受けていないか。♦平11厚令37第96条第3項 ア　利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用	適・否	領収証等で確認（原則１割の額となっているか） ※利用者負担額の徴収は必ず確認 【償還払の対象で10割徴収の例の有・無　】 その他利用料の内容 ・

主眼事項	基準等・通知　等	評価	備考
	イ　当該サービスに通常要する時間を超えるサービスであって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において，通常のサービスに係る居宅介護サービス費用基準額を超える費用 ウ　食事の提供に要する費用 エ　おむつ代 オ　ア～エに掲げるもののほか，指定通所介護の提供において提供される便宜のうち，日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって，その利用者に負担させることが適当と認められる費用 ◎　保険給付となっているサービスと明確に区分されない曖昧な名目による費用の徴収は認められない。　♦平11老企25第3の六3の(1)② ◎　オの費用の具体的な範囲については，別に通知された「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」に沿って適切に取り扱うこと。　♦平12老企54		・ ・
4	□ 上記のウの費用については，「居住，滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針」の定めるところによる。 ♦平11厚令37第96条第4項		
5	□　ア～オの費用の額に係るサービスの提供に当たっては，あらかじめ，利用者又はその家族に対し，当該サービスの内容及び費用について説明を行い，利用者の同意を得ているか。　♦平11厚令37第96条第5項 ※　当該同意については，利用者及び事業者双方の保護の立場から，当該サービスの内容及び費用の額を明示した文書に，利用者の署名を受けることにより行うものとする。 　この同意書による確認は，利用申込時の重要事項説明に際して包括的な同意を得ることで足りるが，以後当該同意書に記載されていない日常生活費等について別途受領する必要が生じたときはその都度，同意書により確認するものとする。 ※　上記アからオに掲げる費用に係るサービス以外のもので，個人の希望を確認した上で提供されるものについても，同様の取扱いが適当である。　♦平12老振75，老健122連番		同意が確認できる文書等確認
6	□　サービス提供に要した費用につき，その支払を受ける際，次の領収証を交付しているか。　♦法第41条第8項		□座引落や振込の場合，交付方法及び時期
7	□　領収証には，サービス提供について支払を受けた費用の額のうち，利用者負担額，食事の提供に要した費用の額及びその他の費用の額を区分して記載し，その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しているか。　♦施行規則第65条		確定申告（医療費控除）に利用できるものか
13　保険給付の請求のための証明書の交付	□　法定代理受領サービスに該当しないサービスに係る利用料の支払を受けた場合は，提供したサービスの内容，費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付しているか。　♦平11厚令37第21条準用	適・否	【　事例の有・無　】 事例あれば実物控え又は様式確認
14　基本取扱方針	□　利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう，その目標を設定し，計画的に行われているか。　♦平11厚令37第97条第1項 □　自らその提供するサービスの質の評価を行い，常にその改善を図っているか。　♦法73第1項，平11厚令37第97条第2項	適・否	【自主点検の有・無】 【第三者評価受検の有・無】
15　具体的取扱方針	□　サービスの提供に当たっては，通所介護計画に基づき，利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行っているか。　♦平11厚令37第98条第1号 ◎　個々の利用者に応じて作成されたサービス計画に基づいて行われるものであるが，グループごとにサービス提供が行われることを妨げるものではない。　♦平11老企25第3の六3 (2) ① ◎　事業所内でサービスを提供することが原則であるが，次に掲げる条件を満たす場合においては，事業所の屋外でサービスを提供することができる。　♦平11老企25第3の六3 (2) ④ ア　あらかじめ通所介護計画に位置付けられていること イ　効果的な機能訓練等のサービスが提供できること	適・否	職員が計画を認識・理解しているか 屋外サービスの内容 （　　） 屋外サービスがあらかじめ通所介護計画に位置付けられているか

主眼事項	基準等・通知　等	評価	備考
	□　サービスの提供に当たっては，懇切丁寧に行うことを旨とし，利用者又はその家族に対し，サービスの提供方法等について，理解しやすいように説明を行っているか。　◆平11厚令37第98条第2号 ◎　通所介護計画の目標及び内容や利用日の行事及び日課等も含め説明すること。　◆平11老企25第3の六3 (2) ② □　サービスの提供に当たっては，介護技術の進歩に対応し，適切な介護技術をもってサービスの提供を行っているか。 ◆平11厚令37第98条第3号 □　常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ，相談援助等の生活指導，機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供しているか。 　特に，認知症の状態にある要介護者に対しては，必要に応じ，その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えているか。 ◆平11厚令37第98条第4号 ◎　認知症の状態にある要介護者で，他の要介護者と同じグループとしてサービスを提供することが困難な場合には，必要に応じグループを分けて対応すること。　◆平11老企25第3の六3 (2) ③		どのように説明の機会を確保しているか 認知症利用者への対応確認
16　通所介護計画の作成	□　管理者は，利用者の心身の状況，希望及びその置かれている環境を踏まえて，機能訓練等の目標，当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載したサービス計画を作成しているか。 ◆平11厚令37第99条第1項 ◎　介護の提供に係る計画等の作成に関し経験のある者や，介護の提供について豊富な知識及び経験を有する者にその取りまとめを行わせるものとし，当該事業所に介護支援専門員の資格を有する者がいる場合は，その者に当該計画の取りまとめを行わせることが望ましい。　◆平11老企25第3の六3 (3) ① ◎　通所介護計画は，サービス提供に関わる従業者が共同して個々の利用者ごとに作成すること。　◆平11老企25第の六3 (3) ② □　通所介護計画は，既に居宅サービス計画が作成されている場合は，当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しているか。 ◆平11厚令37第99条第2項 ◎　通所介護計画を作成後に居宅サービス計画が作成された場合は当該通所介護計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し，必要に応じて変更すること。　◆平11老企25第3の六3 (3) ③ ◎　指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）第13条第12号において，「介護支援専門員は，居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して，指定居宅サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする」と規定していることを踏まえ，居宅サービス計画に基づきサービス提供している指定通所介護事業者は，当該居宅サービスを作成している指定居宅介護支援事業者から通所介護計画の提供の求めがあった際には，当該通所介護計画を提供することに協力するよう努めるものとする。 ◆平11老企25第3の六3 (3) ⑥ □　管理者は，通所介護計画の作成に当たっては，その内容について利用者又はその家族に対して説明し，利用者の同意を得ているか。 ◆平11厚令37第99条第3項 ◎　実施状況や評価についても説明を行うこと。◆平11老企25第3の六3 (3) ⑤ □　管理者は，通所介護計画を作成した際には，当該計画を利用者に交付しているか。　◆平11厚令37第99条第4項 □　それぞれの利用者について，通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行っているか。◆平11厚令37第99条第5項	適・否	計画の有無・内容確認 アセスメントの方法，様式 主な計画作成者 （　　） ケアプランの入手確認 ケアプランの内容と整合がとれているか ・長期目標の内容・期間 ・短期目標の内容・期間 サービス担当者会議への出席状況及び会議内容の記録，計画への反映確認 ケアプランを作成した居宅介護支援事業者に通所介護計画を提供しているか。 機会の確保方法 説明の方法確認 同意は文書か 交付したことを確認できる記録→＜有・無＞ 評価・実施状況の記録→＜有・無＞
17　利用者に関する市町村への通知	□　利用者が次のいずれかに該当する場合は，遅滞なく，意見を付してその旨を市町村に通知しているか。　◆平11厚令37第26条準用 ①　正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより，要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。	適・否	【　事例の有・無　】

主眼事項	基準等・通知　等	評価	備考
	②　偽りその他不正な行為によって保険給付を受け，又は受けようとしたとき。		
18　緊急時等の対応	□　現にサービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は，速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。　♦平11厚令37第27条準用	適・否	【マニュアルの有・無】 従業者への周知方法
19　管理者の責務	□　管理者は，当該事業所の従業者の管理及びサービス利用の申込みに係る調整，業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。　♦平11厚令37第52条第1項準用 □　管理者は，当該事業所の従業者に，本主眼事項第４の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。　♦平11厚令37第52条第2項準用	適・否	管理者が掌握しているか 本来業務が主か
20　運営規程	□　事業所ごとに，以下の重要事項を内容とする運営規程を定めているか。　♦平11厚令37第100条 ア　事業の目的及び運営の方針 イ　従業者の職種，員数及び職務の内容 ◎　従業者の「員数」は日々変わりうるものであるため，業務負担軽減等の観点から，規程を定めるに当たっては，本主眼事項第２において置くべきとされている員数を満たす範囲において，「〇人以上」と記載することも差し支えない（本主眼事項第４の１に規定する重要事項を記した文書に記載する場合についても，同様とする。）♦平11老企25第3の-3 (19) ①準用 ウ　営業日及び営業時間 ※　８時間以上９時間未満の指定通所介護の前後に連続して延長サービスを行う事業所にあっては，サービス提供時間とは別に当該延長サービスを行う時間を明記すること。 ♦平11老企25第3の六3 (4) ① エ　サービスの利用定員 ※　同時にサービスを受けることができる利用者の数の上限をいうものであること。　♦平11老企25第3の六3 (4) ② オ　サービスの内容及び利用料その他の費用の額 ※　「サービスの内容」については，入浴，食事の有無等のサービスの内容を指すものであること。　♦平11老企25第3の六3 (4) ③ カ　通常の事業の実施地域 ※　客観的にその区域が特定されるものとする。 キ　サービス利用に当たっての留意事項 ※　利用者がサービスの提供を受ける際に利用者側が留意すべき事項（機能訓練室を利用する際の注意事項等）を指すものであること。　♦平11老企25第3の六3 (4) ④ ク　緊急時等における対応方法 ケ　非常災害対策 ※　非常災害に関する具体的計画を指すものであること。 ♦平11老企25第3の六3 (4) ⑤ コ　虐待の防止のための措置に関する事項 ◎　本主眼事項第４の 33 の虐待の防止に係る，組織内の体制（責任者の選定，従業者への研修方法や研修計画等）や虐待又は虐待が疑われる事案（以下「虐待等」という。）が発生した場合の対応方法等を指す内容であること。♦平11老企25第3の-3 (19) ⑤準用 サ　その他運営に関する重要事項	適・否	変更ある場合，変更届が出されているか （人員のみなら4/1付） 従業員「〇人以上」 その他の費用は金額明示か（実費も可） □通常の事業実施地域は実態に即しているかまた，客観的に区域が特定された記載か ★重要事項説明書と不整合ないか □職員の員数 □営業日・営業時間 □通常の事業実施地域 □利用料・その他費用 コの虐待の防止のための措置に関する事項については，令和６年３月３１日までは努力義務（経過措置）
21　勤務体制の確保等	□　利用者に対し適切なサービスを提供できるよう，事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めているか。　♦平11厚令37第101条第1項 ◎　原則として月ごとの勤務表を作成し，サービス従業者の日々の勤務時間，常勤・非常勤の別，専従の生活相談員，看護職員，介護職員及び機能訓練指導員の配置，管理者との兼務関係等を明確にすること。　♦平11老企25第3の六3 (5) ① □　事業所ごとに，当該事業所の従業者によってサービスを提供しているか。 ただし，利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については，この限りでない。　♦平11厚令37第101条第2項	適・否	実際に事業所で使用されている勤務表確認 ※管理者のタイムカード等出勤簿が作成されているか

主眼事項	基準等・通知　等	評価	備考
	◎　調理，洗濯等の利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については，第三者への委託等を行うことを認めるものである。 ◆平11老企25第3の六3 (5) ②		委託あれば内容及び委託先
	□　従業者の資質向上のために，研修の機会を確保しているか。その際，すべての従業者に対し，認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じているか。（経過措置あり） ◆平11厚令37第101条第3項		内部研修実施状況確認 認知症介護に係る基礎的な研修については令和６年３月３１日までは努力義務（経過措置）
	◎　従業者の質の向上を図るため，研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保すること。 　また，介護サービス事業者に，介護に直接携わる職員のうち，医療・福祉関係の資格を有さない者について，認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務づけることとしたものであり，これは，介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させ，認知症についての理解の下，本人主体の介護を行い，認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から実施するものである。 　当該義務付けの対象とならない者は，各資格のカリキュラム等において，認知症介護に関する基礎的な知識及び技術を習得している者とすることとし，具体的には，看護師，准看護師，介護福祉士，介護支援専門員，実務者研修修了者，介護職員初任者研修修了者，生活援助従事者研修修了者に加え，介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修一級課程・二級課程修了者，社会福祉士，医師，歯科医師，薬剤師，理学療法士，作業療法士，言語聴覚士，精神保健福祉士，管理栄養士，栄養士，あん摩マッサージ師，はり師，きゅう師等とする。 　なお，当該義務付けの適用に当たっては，令和６年３月 31 日までの間は，努力義務とされている。指定通所介護事業者は，令和６年３月 31 日までに医療・福祉関係資格を有さない全ての通所介護従業者に対し認知症介護基礎研修を受講させるための必要な措置を講じなければならない。また，新規採用，中途採用を問わず，事業所が新たに採用した従業者（医療・福祉関係資格を有さない者に限る。）に対する当該義務付けの適用については，採用後１年間の猶予期間を設けることとし，採用後１年を経過するまでに認知症介護基礎研修を受講させることとする（この場合についても，令和６年３月 31 日までは努力義務で差し支えない）。 ◆平11老企25第3の二3 (6) ③準用		内部研修実施状況確認 記録の【　有　・　無　】 （実施日時，参加者，配布資料　等）
	□　適切な指定通所介護の提供を確保する観点から，職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。　◆平11厚令37第101条第4項		
	◎　事業主が講ずべき措置の具体的内容及び事業主が講じることが望ましい取組については，次のとおりとする。なお，セクシュアルハラスメントについては，上司や同僚に限らず，利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意すること。 イ　事業主が講ずべき措置の具体的内容 　事業主が講ずべき措置の具体的な内容は，事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成 18 年厚生労働省告示第 615 号）及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和２年厚生労働省告示第５号。以下「パワーハラスメント指針」という。）において規定されているとおりであるが，特に留意されたい内容は以下のとおりである。 ａ　事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発 　職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し，従業者に周知・啓発すること。 ｂ　相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ，適切に対応するために必要な体制の整備 　相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により，相談への対応のための窓口をあらかじめ定め，労働者に周知すること。		ハラスメント対策の実施 【　有　・　無　】

主眼事項	基準等・通知　等	評価	備考
	なお，パワーハラスメント防止のための事業主の方針の明確化等の措置義務については，女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 24 号）附則第３条の規定により読み替えられた労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第 30 条の２第１項の規定により，中小企業（医療・介護を含むサービス業を主たる事業とする事業主については資本金が 5000 万円以下又は常時使用する従業員の数が 100 人以下の企業）は，令和４年４月１日から義務化となり，それまでの間は努力義務とされているが，適切な勤務体制の確保等の観点から，必要な措置を講じるよう努められたい。 ロ　事業主が講じることが望ましい取組について パワーハラスメント指針においては，顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために，事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として，①相談に応じ，適切に対応するために必要な体制の整備，②被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応，行為者に対して１人で対応させない等）及び③被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等，業種・業態等の状況に応じた取組）が規定されている。介護現場では特に，利用者又はその家族等からのカスタマーハラスメントの防止が求められていることから，イ（事業主が講ずべき措置の具体的内容）の必要な措置を講じるにあたっては，「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」，「（管理職・職員向け）研修のための手引き」等を参考にした取組を行うことが望ましい。　♦平11老企25第3の−3（21）④準用 (認知症介護基礎研修の義務づけについて) *R3 Q&A Vol. 3 問3* *養成施設については卒業証明書及び履修科目証明書により，事業所及び自治体が認知症に係る科目を受講していることが確認できることを条件として対象外とする。福祉系高校の卒業者については，卒業証明書により単に卒業が証明できれば対象外として差し支えない。* *R3 Q&A Vol. 3 問4* *認知症介護実践者研修，認知症介護実践リーダー研修，認知症介護指導者研修等の認知症の介護等に係る研修を修了した者については，義務づけの対象外として差し支えない。* *R3 Q&A Vol. 3 問5* *認知症サポーター等養成講座修了者は，義務付けの対象外とはならない。*		カスタマーハラスメント対策の実施 【　有　・　無　】
22　業務継続計画の策定等	□　事業者は，感染症や非常災害の発生時において，利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための，及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し，当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。（経過措置あり） ♦平11厚令37第30条の2第1項準用 □　事業者は，従業者に対し，業務継続計画について周知するとともに，必要な研修及び訓練を定期的に実施しているか。 ♦平11厚令37第30条の2第2項準用 □　事業者は，定期的に業務継続計画の見直しを行い，必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。♦平11厚令37第30条の2第3項準用 ◎　業務継続計画の策定，研修及び訓練の実施については，他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。また，感染症や災害が発生した場合には，従業者が連携し取り組むことが求められることから，研修及び訓練の実施にあたっては，全ての従業者が参加できるようにすることが望ましい。♦平11老企25第3の六3（6）① ◎　業務継続計画には，以下の項目等を記載すること。なお，各項目の記載内容については，「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照されたい。また，想定される災害等は地域によって異なるものであることから，項目については実態に応じて設定すること。なお，感染	適・否	令和６年３月３１日までは努力義務（経過措置） 業務継続計画の有・無 （計画の記載項目） 「左記の必要な項目が網羅されているか」 周知の方法 研修の開催 年１回以上必要 実施日 年　月　日 新規採用時の研修の有無　（　有　・　無　） 訓練の実施 年１回以上必要

主眼事項	基準等・通知　等	評価	備考
	症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。　♦平11老企25第3の六3 (6) ② イ　感染症に係る業務継続計画 a　平時からの備え（体制構築・整備，感染症防止に向けた取組の実施，備蓄品の確保等） b　初動対応 c　感染拡大防止体制の確立（保健所との連携，濃厚接触者への対応，関係者との情報共有等） ロ　災害に係る業務継続計画 a　平常時の対応（建物・設備の安全対策，電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策，必要品の備蓄等） b　緊急時の対応（業務継続計画発動基準，対応体制等） c　他施設及び地域との連携 ◎　研修の内容は，感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに，平常時の対応の必要性や，緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとする。職員教育を組織的に浸透させていくために，定期的（年１回以上）な教育を開催するとともに，新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。また，研修の実施内容についても記録すること。なお，感染症の業務継続計画に係る研修については，感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。♦平11老企25第3の六3 (6) ③ ◎　訓練（シミュレーション）においては，感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう，業務継続計画に基づき，事業所内の役割分担の確認，感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的（年１回以上）に実施するものとする。なお，感染症の業務継続計画に係る訓練については，感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。また，災害の業務継続計画に係る訓練については，非常災害対策に係る訓練と一体的に実施することも差し支えない。訓練の実施は，机上を含めその実施手法は問わないものの，机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。 ♦平11老企25第3の六3 (6) ④		実施日 年　月　日 見直しの頻度
23　定員の遵守	□　災害その他のやむを得ない事情がある場合を除いて，利用定員を超えてサービスの提供を行っていないか。　♦平11厚令37第102条	適・否	
24　非常災害対策	□　非常災害に関する具体的計画を立て，非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し，それらを定期的に従業者に周知するとともに，定期的に避難，救出その他必要な訓練を行っているか。 ♦平11厚令37第103条1項 ◎　非常災害時の関係機関への通報及び連携体制の整備とは，火災等の災害時に，地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業員に周知徹底するとともに，日頃から消防団や地域住民との連携を図り，火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めるものである。　♦平11老企25第3の六3 (7) ① ◎　「非常災害に関する具体的計画」とは，消防法施行規則第３条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害，地震等の災害に対処するための計画をいう。♦平11老企25第3の六3 (7) ① ◎　この場合，消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は，消防法第８条の規定により防火管理者を置くこととされている事業所にあってはその者に行わせること。 　また，防火管理者を置かなくてもよいこととされている事業所においても，防火管理について責任者を定め，その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせること。 ♦平11老企25第3の六3 (7) ① □　訓練の実施に当たって，地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。♦平11厚令37第103条2項 ◎　日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するなど，訓練の実施に協力を得られる体制づくりに努めること。訓練の実施に当たっては，消防関係者の参加を促し，具体的な指示を仰ぐなど，より実効性のあるものとすること。♦平11老企25第3の六3 (7) ②	適・否	【　計画の有・無　】 訓練実施記録の確認 （年2回以上実施か） 【実施日】 年　月　日 年　月　日 関係機関への通報・連絡体制の確認 従業者への周知方法

主眼事項	基準等・通知　等	評価	備考
25　衛生管理等	□　利用者の使用する施設，食器その他の設備又は飲用に供する水について，衛生的な管理に努め，又は衛生上必要な措置を講じているか。　◆平11厚令37第104条第1項 □　当該事業所において感染症が発生し，又はまん延しないように，次に掲げる措置を講じているか。（経過措置あり） ◆平11厚令37第104条第2項 ア　事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね６月に１回以上開催するとともに，その結果について，従業者に周知徹底を図ること。 イ　事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 ウ　事業所において，従業者に対し，感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。 ◎　食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について，必要に応じて保健所の助言，指導を求めるとともに，常に密接な連携を保つこと。　◆平11老企25第3の六3 (8) ①イ ◎　特にインフルエンザ対策，腸管出血性大腸菌感染症対策，レジオネラ症対策等については，その発生及びまん延を防止するための措置について，別途通知等が発出されているので，これに基づき，適切な措置を講じること。　◆平11老企25第3の六3 (8) ①ロ ◎　空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。 ◆平11老企25第3の六3 (8) ①ハ ◎　感染症が発生し，又はまん延しないように講ずるべき措置については，具体的には次のイからハまでの取扱いとすること。各事項について，同項に基づき事業所に実施が求められるものであるが，他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。 　なお，当該義務付けの適用に当たっては，令和３年改正省令附則第４条において，３年間の経過措置を設けており，令和６年３月31 日までの間は，努力義務とされている。 イ　感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会 　当該事業所における感染対策委員会であり，感染対策の知識を有する者を含む，幅広い職種により構成することが望ましく，特に，感染症対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましい。構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに，感染対策担当者を決めておくことが必要である。感染対策委員会は，利用者の状況など事業所の状況に応じ，おおむね６月に１回以上，定期的に開催するとともに，感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。 　感染対策委員会は，テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際，個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」，厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 　なお，感染対策委員会は，他の会議体を設置している場合，これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また，事業所に実施が求められるものであるが，他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。 ロ　感染症の予防及びまん延の防止のための指針 　当該事業所における「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」には，平常時の対策及び発生時の対応を規定する。平常時の対策としては，事業所内の衛生管理（環境の整備等），ケアにかかる感染対策（手洗い，標準的な予防策）等，発生時の対応としては，発生状況の把握，感染拡大の防止，医療機関や保健所，市町村における事業所関係課等の関係機関との連携，行政等への報告等が想定される。また，発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し，明記しておくことも必要である。 　なお，それぞれの項目の記載内容の例については，「介護現場における感染対策の手引き」を参照されたい。 ハ　感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練	適・否	食事提供有る場合，調理施設の衛生管理方法 令和６年３月３１日までは努力義務（経過措置） 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会 おおむね６月に１回開催が必要 【開催日】 年　月　日 年　月　日 【周知方法】 【開催方法】 感染対策担当者名 （　　） 【指針の有無】有・無 研修及び訓練の開催頻度（年１回以上） 開催日 年　月　日 新規採用時の研修の有無　【　有　・　無　】 従業者健康診断の扱い 職員がインフルエンザ等罹患時の対処方法 浴槽の消毒状況 レジオネラ等浴槽水の検査状況

主眼事項	基準等・通知　等	評価	備考
	通所介護従業者に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は，感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに，当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとする。 職員教育を組織的に浸透させていくためには，当該事業所が定期的な教育（年１回以上）を開催するとともに，新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましい。また，研修の実施内容についても記録することが必要である。 なお，研修の実施は，厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど，事業所内で行うものでも差し支えなく，当該事業所の実態に応じ行うこと。 また，平時から，実際に感染症が発生した場合を想定し，発生時の対応について，訓練（シミュレーション）を定期的（年１回以上）に行うことが必要である。訓練においては，感染症発生時において迅速に行動できるよう，発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき，事業所内の役割分担の確認や，感染対策をした上でのケアの演習などを実施するものとする。 ♦平11老企25第3の六3（8）②		
26　掲示	□　事業所の見やすい場所に，運営規程の概要，通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。　♦平11厚令37第32条第1項準用 □　前項に規定する事項を記載した書面を当該事業所に備え付け，かつ，これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより，同項の規定による掲示に代えることができる。 ♦平11厚令37第32条第2項準用 ◎　指定通所介護事業者は，運営規程の概要，従業者等の勤務体制，事故発生時の対応，苦情処理の体制，提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無，実施した直近の年月日，実施した評価機関の名称，評価結果の開示状況）等の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を事業所の見やすい場所に掲示することを規定したものであるが，次に掲げる点に留意する必要がある。 イ　事業所の見やすい場所とは，重要事項を伝えるべき介護サービスの利用申込者，利用者又はその家族に対して見やすい場所のことであること。 ロ　従業者等の勤務体制については，職種ごと，常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり，従業者等の氏名まで掲示することを求めるものではないこと。　♦平11老企25第3の-3（24）①準用 ◎　重要事項を記載したファイル等を介護サービスの利用申込者，利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で当該事業所内に備え付けることで掲示に代えることができる。　♦平11老企25第3の-3（24）②準用	適・否	掲示でない場合は代替方法確認 苦情対応方法も掲示されているか（窓口として関係市町村・国保連の記載あるか）
27　秘密保持等	□　従業者は，正当な理由がなく，その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。　♦平11厚令37第33条第1項準用 □　事業者は，従業者であった者が，正当な理由がなく，その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう，必要な措置を講じているか。　♦平11厚令37第33条第2項準用 ◎　具体的には，従業者でなくなった後においても秘密を保持すべき旨を従業者の雇用契約時に取り決め，例えば違約金についての定めをしておくなどの措置を講ずべきこと。 ♦平11老企25第3の-3（25）②準用 ※　予め違約金の額を定めておくことは労働基準法第１６条に抵触するため，違約金について定める場合には，現実に生じた損害について賠償を請求する旨の定めとすること。 □　サービス担当者会議等において，利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を，利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を，あらかじめ文書により得ているか。 ♦平11厚令37第33条第3項準用	適・否	従業者への周知方法 就業規則等確認 事業所の措置内容 同意文書確認

主眼事項	基準等・通知　等	評価	備考
	◎　この同意は，サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りる。　♦平11老企25第3の－3（25）③準用		
28　広告	□　事業所について広告をする場合においては，その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。　♦平11厚令37第34条準用	適・否	【　広告の有・無　】 あれば内容確認
29　居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	□　居宅介護支援事業者又はその従業者に対し，利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として，金品その他の財産上の利益を供与していないか。　♦平11厚令37第35条準用	適・否	
30　苦情処理	□　提供したサービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために，必要な措置を講じているか。 ♦平11厚令37第36条第1項準用 ◎　具体的には，相談窓口，苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし，利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに，事業所に掲示すること等を行っているか。♦平11老企25第3の－3（28）①準用 □　苦情を受け付けた場合には，当該苦情の内容等を記録しているか。 ♦平11厚令37第36条第2項準用 ◎　苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち，苦情の内容を踏まえ，サービスの質の向上に向けた取り組みを自ら行うこと。　♦平11老企25第3の－3（28）②準用 □　提供したサービスに関し，法第23条の規定により市町村が行う文書その他物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じているか。 　また，利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに，市町村から指導又は助言を受けた場合においては，当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 ♦平11厚令37第36条第3項準用 □　市町村からの求めがあった場合には，上記の改善の内容を市町村に報告しているか。♦平11厚令37第36条第4項準用 □　提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第３号の調査に協力するとともに国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては，当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 ♦平11厚令37第36条第5項準用 □　国民健康保険団体連合会から求めがあった場合には，上記の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。 ♦平11厚令37第36条第6項準用	適・否	【マニュアルの有・無】 一次窓口及び担当者名 （　　） 事例確認 あれば処理結果確認 事例の有・無 直近事例 （　　年　　月） 事例の有・無 直近事例 （　　年　　月）
31　地域との連携等	□　事業者は，その事業の運営に当たっては，地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。 ♦平11厚令37第104条の2第1項 □　事業者は，その事業の運営に当たっては，提供した指定通所介護に関する利用者からの苦情に関して，市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めているか。　♦平11厚令37第104条の2第2項 □　事業者は，事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定通所介護を提供する場合には，当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定通所介護の提供を行うよう努めているか。　♦平11厚令37第104条の2第3項 ◎　居宅基準第104条の２第１項は，指定通所介護の事業が地域に開かれた事業として行われるよう，指定通所介護事業者は，地域の住民やボランティア団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならないこととしたものである。♦平11老企25第3の六3（9）①	適・否	

主眼事項	基準等・通知　等	評価	備考
	◎　同条第２項は，居宅基準第３条第２項の趣旨に基づき，介護サービス相談員を派遣する事業を積極的に受け入れる等，市町村との密接な連携に努めることを規定したものである。なお，「市町村が実施する事業」には，介護サービス相談員派遣事業のほか，広く市町村が老人クラブ，婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれるものである。♦平11老企25第3の六3 (9) ② ◎　同条第３項は，高齢者向け集合住宅等と同一の建物に所在する事業所が当該高齢者向け集合住宅等に居住する要介護者に指定通所介護を提供する場合，当該高齢者向け集合住宅等に居住する要介護者のみを対象としたサービス提供が行われないよう，第９条の正当な理由がある場合を除き，地域包括ケア推進の観点から地域の要介護者にもサービス提供を行うよう努めなければならないことを定めたものである。♦平11老企25第3の-3 (29) ②準用		
32　事故発生時の対応	□　利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は，市町村，当該利用者の家族，当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに，必要な措置を講じているか。 ♦平11厚令37第104条の3第1項 ◎　事故が発生した場合の対応方法をあらかじめ定めておくことが望ましい。　♦平11老企25第3の六3 (10) ① □　事故が発生した場合には，事故の状況及び事故に際して採った処置を記録しているか。　♦平11厚令37第104条の3第2項 ◎　事故が生じた際にはその原因を解明し，再発防止対策を講じること。　♦平11老企25第3の六3 (10) ③ □　利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は，損害賠償を速やかに行っているか。　♦平11厚令37第104条の3第3項 ◎　損害賠償保険に加入又は賠償資力を有することが望ましい。 ♦平11老企25第3の六3 (10) ② □　第95条第４項の指定通所介護以外のサービス（宿泊サービス）の提供により事故が発生した場合は，上記に準じた必要な措置を講じなければならない。　♦平11厚令37第104条の3第4項	適・否	【マニュアルの有・無】 従業者への周知方法 事例確認 事例分析しているか ヒヤリハットの有・無 賠償保険加入の有・無 保険名：
33　虐待の防止	□　事業者は，虐待の発生又はその再発を防止するため，次に掲げる措置を講じているか。　♦平11厚令37第37条の2準用 ア　事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに，その結果について従業者に周知徹底を図ること。 イ　事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。 ウ　事業所において，従業者に対し，虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。 エ　前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 ◎　虐待の防止　♦平11老企25第3の-3 (31) 準用 虐待は，法の目的の一つである高齢者の尊厳の保持や，高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く，事業者は虐待の防止のために必要な措置を講じなければならない。虐待を未然に防止するための対策及び発生した場合の対応等については，「高齢者虐待の防止，高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成17 年法律第124 号。以下「高齢者虐待防止法」という。）に規定されているところであり，その実効性を高め，利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう，次に掲げる観点から虐待の防止に関する措置を講じるものとする。 ・　虐待の未然防止 事業者は高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供にあたる必要があり，第３条の一般原則に位置付けられているとおり，研修等を通じて，従業者にそれらに関する理解を促す必要がある。同様に，従業者が高齢者虐待防止法等に規定する養介護事業の従業者としての責務・適切な対応等を正しく理解していることも重要である。 ・　虐待等の早期発見 事業所の従業者は，虐待等又はセルフ・ネグレクト等の虐待に準ずる事案を発見しやすい立場にあることから，これらを早期に発見できるよう，必要な措置（虐待等に対する相談体制，	適・否	令和６年３月３１日までは努力義務（経過措置） 虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催の有無　【有・無】 虐待の防止のための指針の有無　（有・無） 虐待の防止のための研修（年１回以上必要　） 年　月　日 新規採用時の虐待の防止のための研修の有無 【　有　・　無　】 担当者名（　　）

主眼事項	基準等・通知　等	評価	備考
	市町村の通報窓口の周知家族からの虐待等に係る相談，利用者から市町村への虐待の届出について，適切な対応をすること。 ・　虐待等への迅速かつ適切な対応 　虐待が発生した場合には，速やかに市町村の窓口に通報される必要があり，事業者は当該通報の手続が迅速かつ適切に行われ，市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めることとする。 　以上の観点を踏まえ，虐待等の防止・早期発見に加え，虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するために次に掲げる事項を実施するものとする。 　なお，当該義務付けの適用に当たっては，令和３年改正省令附則第２条において，３年間の経過措置を設けており，令和６年３月31 日までの間は，努力義務とされている。 ①　虐待の防止のための対策を検討する委員会（第１号） 　虐待防止検討委員会は，虐待等の発生の防止・早期発見に加え，虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会であり，管理者を含む幅広い職種で構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに，定期的に開催することが必要である。また，虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。 　一方，虐待等の事案については，虐待等に係る諸般の事情が，複雑かつ機微なものであることが想定されるため，その性質上，一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限られず，個別の状況に応じて慎重に対応することが重要である。 　なお，虐待防止検討委員会は，他の会議体を設置している場合，これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また，事業所に実施が求められるものであるが，他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。 　また，虐待防止検討委員会は，テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際，個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」，厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 　虐待防止検討委員会は，具体的には，次のような事項について検討する等）がとられていることが望ましい。また，利用者及びそのることとする。その際，そこで得た結果（事業所における虐待に対する体制，虐待等の再発防止策等）は，従業者に周知徹底を図る必要がある。 イ　虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること ロ　虐待の防止のための指針の整備に関すること ハ　虐待の防止のための職員研修の内容に関すること ニ　虐待等について，従業者が相談・報告できる体制整備に関すること ホ　従業者が高齢者虐待を把握した場合に，市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること ヘ　虐待等が発生した場合，その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること ト 前号の再発の防止策を講じた際に，その効果についての評価に関すること ②　虐待の防止のための指針（第２号） 　事業者が整備する「虐待の防止のための指針」には，次のような項目を盛り込むこととする。 イ 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方 ロ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 ハ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針 ニ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項 ヘ 成年後見制度の利用支援に関する事項 ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 チ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項 リ その他虐待の防止の推進のために必要な事項 ③　虐待の防止のための従業者に対する研修（第３号） 　従業者に対する虐待の防止のための研修の内容としては，虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓		

主眼事項	基準等・通知　等	評価	備考
	発するものであるとともに，当該事業所における指針に基づき，虐待の防止の徹底を行うものとする。 　職員教育を組織的に徹底させていくためには，当該事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し，定期的な研修（年１回以上）を実施するとともに，新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要である。 　また，研修の実施内容についても記録することが必要である。研修の実施は，事業所内での研修で差し支えない。 ④　虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者（第４号） 　事業所における虐待を防止するための体制として，①から③までに掲げる措置を適切に実施するため，専任の担当者を置くことが必要である。当該担当者としては，虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい。 ♦平11老企25第3の-3（31）準用		
34　会計の区分	□　事業所ごとに経理を区分するとともに，通所介護事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。　♦平11厚令37第38条準用 □　具体的な会計処理の方法については，別に通知された「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」に沿って適切に行われているか。　♦平13老振18	適・否	
35　記録の整備	□　従業者，設備，備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。♦平11厚令37第39条第1項 □　利用者に対するサービスの提供に関する以下の記録を整備し，その完結の日から２年間保存しているか。♦平11厚令37第39条第2項 ア　通所介護計画 イ　本主眼事項第４の11に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 ウ　本主眼事項第４の17に規定する市町村への通知に係る記録 エ　本主眼事項第４の30に規定する苦情の内容等の記録 オ　本主眼事項第４の32に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置の記録 ◎　「その完結の日」とは，個々の利用者につき，契約終了（契約の解約・解除，他の施設への入所，利用者の死亡，利用者の自立等）により一連のサービス提供が終了した日を指すものとする。♦平11老企25第3の-3（33）	適・否	誤った請求があったときに５年間遡って点検することになるため、左記記録を５年間保存すること。
36　電磁的記録等	□　指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は，作成，保存その他これらに類するもののうち，この省令の規定において書面（書面，書類，文書，謄本，抄本，正本，副本，複本その他文字，図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有機物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（主眼事項第４の４及び次に規定するものを除く）については，書面に代えて，当該書面に係る電磁的記録（電子的方式，磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって，電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。　♦平11厚令37第217条第1項 □　指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は，交付，説明，同意，承諾，締結その他これらに類するもののうち，この省令の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては，当該交付等の相手方の承諾を得て，書面に代えて，電磁的方法によることができる。　♦平11厚令37第217条第2項 ◎　電磁的記録について　♦平11老企25第5の1 　居宅基準第217 条第１項及び予防基準第293 条第１項は，指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者等（以下「事業者等」という。）の書面の保存等に係る負担の軽減を図るため，事業者等は，この省令で規定する書面（被保険者証	適・否	

主眼事項	基準等・通知　等	評価	備考
	に関するものを除く。）の作成，保存等を次に掲げる電磁的記録により行うことができることとしたものである。 ⑴　電磁的記録による作成は，事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法または磁気ディスク等をもって調製する方法によること。 ⑵　電磁的記録による保存は，以下のいずれかの方法によること。 ①　作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法 ②　書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法 ⑶　その他，居宅基準第217 条第１項及び予防基準第293 条第１項において電磁的記録により行うことができるとされているものは，⑴及び⑵に準じた方法によること。 ⑷　また，電磁的記録により行う場合は，個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 ◎　電磁的方法について　♦平11老企25第5の2 居宅基準第217 条第２項及び予防基準第293 条第２項は，利用者及びその家族等（以下「利用者等」という。）の利便性向上並びに事業者等の業務負担軽減等の観点から，事業者等は，書面で行うことが規定されている又は想定される交付等（交付，説明，同意，承諾，締結その他これに類するものをいう。）について，事前に利用者等の承諾を得た上で，次に掲げる電磁的方法によることができることとしたものである。 ⑴　電磁的方法による交付は，居宅基準第８条第２項から第６項まで及び予防基準第49条の２第２項から第６項までの規定に準じた方法によること。 ⑵　電磁的方法による同意は，例えば電子メールにより利用者等が同意の意思表示をした場合等が考えられること。なお，「押印についてのＱ＆Ａ（令和２年６月19 日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にすること。 ⑶　電磁的方法による締結は，利用者等・事業者等の間の契約関係を明確にする観点から，書面における署名又は記名・押印に代えて，電子署名を活用することが望ましいこと。なお，「押印についてのＱ＆Ａ（令和２年６月19 日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にすること。 ⑷　その他，居宅基準第217 条第２項及び予防基準第293 条第２項において電磁的方法によることができるとされているものは，⑴から⑶までに準じた方法によること。ただし，居宅基準若しくは予防基準又はこの通知の規定により電磁的方法の定めがあるものについては，当該定めに従うこと。 ⑸　また，電磁的方法による場合は，個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。		
第５　変更の届出等 ＜法第75条＞	□　事業所の名称及び所在地その他施行規則第131条で定める事項に変更があったとき，又は当該事業を廃止し，休止し，若しくは再開したときは，同条で定めるところにより，10日以内に，その旨を京都府知事に届け出ているか。	適・否	
第６　介護給付費の算定及び取扱い ＜法第41条第4項＞ １　基本的事項	□　事業に要する費用の額は，平成12年厚生省告示第19号の別表「指定居宅サービス介護給付費単位数表」により算定されているか。 ♦平12厚告19の- ※　ただし，事業者が事業所ごとに所定単位数よりも低い単位数を設置する旨を事前に市に届け出た場合はこの限りではない。 ♦平12老企39 □　事業に要する費用の額は，平成12年厚生省告示第22号の「厚生労働大臣が定める１単位の単価」に，別表に定める単位数を乗じて算定されているか。　♦平12厚告19のニ ※　１単位の単価は，10円に事業所又は施設が所在する地域区分及	適・否	【　割引の有・無　】 あれば割引率と条件確認

主眼事項	基準等・通知　等	評価	備考
	びサービスの種類に応じて定められた割合を乗じて得た額とする。 □　１単位の単価に単位数を乗じて得た額に１円未満の端数があるときは，その端数金額は切り捨てて計算しているか。　◆平12厚告19のニ □　所要時間による区分の取扱い　◆平12老企36第2の7（1） 所要時間による区分については，現に要した時間ではなく，通所介護計画に位置づけられた内容のサービスを行うための標準的な時間によること。単に当日のサービス進行状況や利用者の家族の出迎え等の都合で，当該利用者が通常の時間を超えて事業所にいる場合は，通所介護のサービスが提供されているとは認められない。 また，サービスを行うのに要する時間には，送迎に要する時間は含まれないものであるが，送迎時に実施した居宅内での介助等（着替え，ベッド・車椅子への移乗，戸締まり等）に要する時間は，次のいずれの要件も満たす場合，１日30分以内を限度として，通所介護を行うのに要する時間に含めることができる。 ①　居宅サービス計画及び通所介護計画に位置付けた上で実施する場合 ②　送迎時に居宅内の介助等を行う者が，介護福祉士，実務者研修修了者，介護職員基礎研修課程修了者，一級課程修了者，介護職員初任者研修修了者（二級課程修了者を含む。），看護職員，機能訓練指導員又は当該事業所における勤続年数と同一法人の経営する他の介護サービス事業所，医療機関，社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員としての勤続年数の合計が３年以上の介護職員である場合 これに対して，当日の利用者の心身の状況から，実際の通所介護の提供が通所介護計画上の所要時間よりもやむを得ず短くなった場合には通所介護計画上の単位数を算定して差し支えない。なお，通所介護計画上の所要時間よりも大きく短縮した場合には，通所介護計画を変更のうえ，変更後の所要時間に応じた単位数を算定すること。 なお，同一日の異なる時間帯に２以上の単位を行う事業所において，利用者が同一日に複数の通所介護の単位を利用する場合には，それぞれの単位について所定単位数が算定される。 □　サービス種類相互間の算定関係について　◆平12老企36第2の1（2） 同一時間帯に通所サービスと訪問サービスを利用した場合に，訪問サービスの所定単位数は算定できない。 □　施設入所日及び退所日等における居宅サービスの算定について　◆平12老企36第2の1（3） 介護老人保健施設，介護療養型医療施設若しくは介護医療院の入退所日（入退院日）又は短期入所サービスのサービス開始・終了日（入退院日）であっても，通所介護費は算定できるが，施設サービスや短期入所サービスでも機能訓練を行えることから，入退所日等に通所介護サービスを機械的に組み込むといった居宅サービス計画は適正でない。 また，施設入所（入院）者が外泊又は介護保健施設，経過的介護療養型医療施設若しくは介護医療院の試行的退所を行っている場合の外泊時又は試行的退所時は算定できない。 *Ｈ18Ｑ＆Ａ　Vol.１　問14* *日常生活上の支援（世話）等の共通サービス（入浴サービスを含む。）については，サービス提供に当たり，要支援者と要介護者を物理的に分ける必要はない。* *選択的サービスについては，要支援者と要介護者と出サービス内容が異なることから，効率を考え，原則として物理的に区分してサービスを提供すること。ただし，口腔機能向上のための口・舌の体操等，内容的に同様のサービスであり，かつ，同時，一体的に行うこととしても特段の支障が無いものについては，必ずしも物理的に区分する必要はない。* *Ｈ27Ｑ＆Ａ　Vol.１　問52* *１　通所介護等の居宅内介助については，独居など一人で身の回りの支度ができず，介助が必要となる場合など個別に必要性を判断の上，居宅サービス計画及び個別サービス計画に位置付けて実施する*		例えば，8～9時間の算定で計画上8時間の場合であってもサービス提供記録・送迎記録等から恒常的に８時間未満なら返還対象 居宅内介助等を実施した時間の参入の有無 １時間程度で中止した場合，通所介護算定不可 R3Q&A vol.3 問26参照 【　入退所日等の利用事例の有・無　】

主眼事項	基準等・通知　等	評価	備考
	ものである。 *２　現在，訪問介護が行っている通所サービスの送迎前後に行われている介助等について，一律に通所介護等で対応することを求めているものではない。* *例えば，食事介助に引き続き送迎への送り出しを行うなど訪問介護による対応が必要な利用者までも，通所介護での対応を求めるものではない。* *H27Q＆A　Vol.１　問53* *同一建物又は同一敷地内の有料老人ホーム等に居住している利用者へ介護職員が迎えに行き居宅内介助した場合も，送迎時における居宅内介助等の評価の対象となる。* *H27Q＆A　Vol.１　問54* *個別に送迎する場合にのみ限定するものではないが，居宅内介助に要する時間をサービスの提供時間に含めることを認めるものであることから，他の利用者を送迎時に待たせて行うことは認められない。* *H27Q＆A　Vol.１　問55* *居宅内介助等を実施した時間を所要時間として，居宅サービス計画及び個別サービス計画に位置付けた場合，算定する報酬区分の所要時間が利用者ごとに異なる場合が生じても差し支えない。*		
２　算定基準	□　別に厚生労働大臣が定める施設基準（注）に適合しているものとして京都府知事に届け出た指定通所介護事業所において指定通所介護を行った場合に，当該施設基準に掲げる区分に従い，利用者の要介護状態区分に応じて，現に要した時間ではなく，サービス計画に位置付けられた内容の指定通所介護を行うのに要する標準的な時間でそれぞれ所定単位数を算定しているか。　◆平12厚告19の別表6注1 注　厚生労働大臣が定める施設基準　　◆平27厚告96第5号 １　通常規模型通所介護費 イ　前年度の１月当たりの平均利用延人員数（一体的に事業を実施している第一号通所事業における前年度の１月当たりの平均利用延人員数を含む。）が７５０人以内の指定通所介護事業所であること。 ロ　本主眼事項第２に定める看護職員又は介護職員の員数を置いていること。 ２　大規模型通所介護費（Ⅰ） イ　１のイに該当しない事業所であって，前年度の１月当たりの平均利用延人員数が900人以内の事業所であること。 ロ　１のロに該当するものであること。 ３　大規模型通所介護費（Ⅱ） イ　１のイ及び２のイに該当しない事業所であること。 ロ　１のロに該当するものであること。 □　上記１から３までについて，感染症又は災害（厚生労働大臣が認めるものに限る。）の発生を理由とする利用者数の減少が生じ，当該月の利用者数の実績が当該月の前年度における月平均の利用者数よりも100分の５以上減少している場合に，京都府知事に届け出た指定通所介護事業所において，指定通所介護を行った場合には，利用者数が減少した月の翌々月から３月以内に限り，１回につき所定単位数の100分の３に相当する単位数を所定単位数に加算する。ただし，利用者数の減少に対応するための経営改善に時間を要することその他の特別の事情があると認められる場合は，当該加算の期間が終了した月の翌月から３月以内に限り，引き続き加算することができる。　◆平12厚告19の別表6注3 ※令和３年５月３１日までの間は，「月平均」とあるのは，「月平均又は前年同月」とする。 ◎　前年度の１月当たりの平均利用延人員数により算定すべき通所介護費を区分しているところであるが，当該平均利用延人員数の計算に当たっては，当該指定通所介護事業所に係る指定通所介護事業者が第１号通所事業の指定を併せて受け一体的に事業を実施	適・否	前年度の１月当たりの平均利用延人員数 人 （「通所介護・通所リハビリテーション規模別報酬算定に関する調書」等で毎年度，3月頃要確認） 具体的計算例 →H24QA vol.2 問10 ・理美容に要した時間を記録の上控除しているか。 ・提供時間帯の定期的な中抜け受診は認められない。 ・提供時間帯の緊急受診があれば内容確認（提供中止等時間を記録の上，報酬請求適切にされているか。） ・提供前後の受診，一律機械的になっていないか。

主眼事項	基準等・通知　等	評価	備考
	している場合は，当該第１号通所事業における前年度の１月当たりの平均利用延人員数を含むことされているところである。 　したがって，仮に指定通所介護事業者が第１号通所事業の指定を併せて受けている場合であっても，事業が一体的に実施されず，実態として両事業が分離されて実施されている場合には，当該平均利用延人員数には当該第１号通所事業の平均利用延人員数は含めない取扱いとする。♦平12老企36第2の7（4）① ◎　平均利用延人員数の計算に当たっては，３時間以上４時間未満，４時間以上５時間未満の報酬を算定している利用者（２時間以上３時間未満の報酬を算定している利用者を含む。）については，利用者数に２分の１を乗じて得た数とし，５時間以上６時間未満，６時間以上７時間未満の報酬を算定している利用者については，利用者数に４分の３を乗じて得た数とする。 　また，平均利用延人員数に含むこととされた第１号通所事業の利用者の計算に当たっては，第１号通所事業の利用時間が５時間未満の利用者については，利用者数に２分の１を乗じて得た数とし，利用時間が５時間以上６時間未満，６時間以上７時間未満の利用者については，利用者数に４分の３を乗じて得た数とする。ただし，第１号通所事業の利用者については，同時にサービスの提供を受けた者の最大数を営業日ごとに加えていく方法によって計算しても差し支えない。 　また，1月間（暦月），正月等の特別な期間を除いて毎日事業を実施した月における平均利用延人員数については，当該月の平均利用延人員数に７分の６を乗じた数によるものとする。 ♦平12老企36第2の7（4）② ◎　前年度の実績が６月に満たない事業者（新たに事業を開始し，又は再開した事業者を含む）又は前年度から定員を概ね25%以上変更して事業を実施しようとする事業者においては，当該年度に係る平均利用延人員数については，便宜上，京都府知事に届け出た当該事業所の利用定員の90%に予定される１月当たりの営業日数を乗じて得た数とする。　♦平12老企36第2の7（4）③ ◎　毎年度３月31日時点において，事業を実施している事業者であって，４月以降も引き続き事業を実施するものの当該年度の通所介護費の算定に当たっては，前年度の平均利用延人員数は，前年度において通所介護費を算定している月（３月を除く。）の１月当たりの平均利用延人員数とする。♦平12老企36第2の7（4）④ ◎　感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の事業所規模別の報酬区分の決定に係る特例及び基本報酬への加算の内容については，別途通知を参照すること。 ♦平12老企36第2の7（4）⑤，⑸の2 *Ｈ18Ｑ＆Ａ　Vol．１　問46* *　事業所規模別の報酬請求に関する利用者数の計算に当たり，新規に要介護認定を申請中の者が暫定ケアプランによりサービス提供を受けている者は，平均利用延人員の計算には含めない。* *Ｈ21Ｑ＆Ａ　Vol．１　問52* *　同一事業所で２単位以上の通所介護を提供する場合，規模別報酬に関する利用者の計算は，すべての単位を合算で行う。* *Ｈ27Ｑ＆Ａ　Vol．１　問51* *１　指定通所介護と第１号通所事業（緩和した基準によるサービス（通所型サービスＡ））を一体的に行う場合は，指定通所介護事業所の事業所規模の区分を決定する際の利用者数には，第１号通所事業（緩和した基準によるサービス（通所型サービスＡ））の利用者は含めず，指定通所介護事業所の利用定員の利用者数にも含めない。* *２　指定通所介護と第１号通所事業（介護予防通所介護又は介護予防型デイサービスに相当するサービス）を一体的に行う場合は，指定通所介護事業所の事業所規模の区分を決定する際の利用者数に第１号通所事業（介護予防通所介護又は介護予防型デイサービスに相当するサービス）の利用者数を含めて計算し，指定通所介護事業所*		

主眼事項	基準等・通知　等	評価	備考
	の利用定員の利用者数に含めることになる。		
３　利用定員を超えた場合の算定	□　通常規模型又は大規模型通所介護 月平均の利用者の数が京都府知事に提出した運営規程に定められている利用定員を超えた場合は所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数を算定しているか。♦平12厚告19別表6注1ただし書，平12厚告27第1号イ ◎　定員超過利用に該当する場合の所定単位数の算定について ①　月平均の利用者の数　＝　1月間（暦月）の利用者の数の平均（当該月におけるサービス提供日ごとの同時にサービスの提供を受けた者の最大数の合計を，当該月のサービス提供日数で除して得た数とする。（小数点以下切り上げ）） ♦平12老企36第2の7（22）② ②　定員超過利用の基準に該当する減算期間及び対象者 【減算期間】 定員超過利用となった翌月から定員超過利用が解消されるに至った月まで（定員超過利用が解消されるに至った月の翌月から通常の所定単位数が算定される。） 【減算対象】利用者全員　♦平12老企36第2の7（22）③ ③　京都府知事は，定員超過利用が行われている事業所に対しては，その解消を行うよう指導すること。当該指導に従わず，定員超過が2か月以上継続する場合には，特別な事情がある場合を除き，指定の取消しを検討するものとする。♦平12老企36第2の7（22）④ ④　災害その他のやむを得ない理由による定員超過利用については，当該定員超過利用が開始した月（災害等が生じた時期が月末であって，定員超過利用が翌月まで継続することがやむを得ないと認められる場合は翌月も含む。）の翌月から所定単位数の減算を行うことはせず，やむを得ない理由がないにもかかわらずその翌月まで定員を超過した状態が継続している場合に，災害等が生じた月の翌々月から所定単位数の減算を行うものとする。また，この場合にあっては，やむを得ない理由により受け入れた利用者については，その利用者を明確に区分した上で，平均利用延人員数に含まないこととする。 ♦平12老企36第2の7（5），♦平12老企36第2の7（22）⑤ *Ｒ３Ｑ＆Ａ　Vol．３　問47* *通所介護と第一号通所事業が一体的に行われている事業所の定員については，通所介護の利用者と第一号通所事業の利用者との合算により利用定員を定めるものである。* *例えば，「定員20人」とあれば，通所介護の利用者と第一号通所事業の利用者の合計が２０人を超えた場合に，通所介護事業と第一号通所事業それぞれについて定員超過減算が適用される。* *Ｈ18Ｑ＆Ａ　Vol．１　問41* *災害等やむを得ない事情がある場合には，その都度，定員遵守規定にかかわらず，定員超過しても減算の対象にしない旨の通知を発出し，弾力的な運用を認めてきたところであるが，これを入所系サービスと同様，そのような不測の事態に備え，あらかじめ，規定する趣旨である。* *したがって，その運用に当たっては，真にやむを得ない事情であるか，その都度，各自治体において，適切に判断されたい。*	適・否	【　該当の有・無　】 定員超過がある場合，減算対象とならなくとも運営基準上の定員遵守規定違反
４　従業者の員数が基準を満たさない場合の算定	□　通常規模型又は大規模型通所介護 看護職員又は介護職員の員数が，本主眼事項第２に定める員数をたさない場合は，所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数を算定しているか。　♦平12厚告27第1号ロ ◎　人員基準欠如に該当する場合の所定単位数の算定について ①　人員基準欠如についての具体的取扱いは次の通りとする。 ♦平12老企36第2の7（23）② イ　看護職員の数は1月間の職員の数の平均を用いる。 （1月間の職員の平均は，当該月のサービス提供日に配置された延べ人数を当該月のサービス提供日数で除して得た数と	適・否	【　該当の有・無　】 機能訓練指導員を兼務する看護職員に注意

主眼事項	基準等・通知　等	評価	備考
	する。） ロ　介護職員等の数は，利用者数及び提供時間数から算出する勤務延時間数（サービス提供時間数に関する具体的な取扱いは，「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」（平成11年9月17日老企25）第3の6の1（1）を参照すること。）この場合，1月間の勤務延時間数は，配置された職員の1月の勤務延時間数を，当該月において本来確保すべき勤務延時間数で除して得た数とする。 ハ　減算算定方法（人員基準上必要員数から1割を超えて減少した場合） 【減算期間】人員基準欠如となった月の翌月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで 【減算対象者】利用者全員 【減算算定式】 ・（看護職員の算定式） $\frac{\text{サービス提供日に配置された延べ人数}}{\text{サービス提供日数}} < 0.9$ ・（介護職員の算定式） $\frac{\text{当該月に配置された職員の勤務延時間数}}{\text{当該月に配置すべき職員の勤務延時間数}} < 0.9$ ニ　減算算定方法（人員基準上必要員数から1割の範囲内で減少した場合） ※　ただし，翌月の末日において人員基準を満たすに至った場合を除く。 【減算期間】その翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで 【減算対象者】利用者等の全員 【減算算定式】 ・（看護職員の算定式） $0.9 \leqq \frac{\text{サービス提供日に配置された延べ人数}}{\text{サービス提供日数}} < 1.0$ ・（介護職員の算定式） $0.9 \leqq \frac{\text{当該月に配置された職員の勤務延時間数}}{\text{当該月に配置すべき職員の勤務延時間数}} < 1.0$ ②　京都府知事は，著しい人員基準欠如のが継続する場合には，職員の増員，利用定員等の見直し，事業の休止等を指導すること。当該指導に従わない場合には，特別な事情がある場合をのぞき，指定の取消しを検討するものとする。　♦平12老企36第2の7（23）③		
5　短時間の場合の算定	□　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者（注）に対して，所要時間２時間以上３時間未満の指定通所介護を行う場合は，「所要時間４時間以上５時間未満の場合」の所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定しているか。　♦平12厚告19別表6注2 注　厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者 心身の状況その他利用者のやむを得ない事情により，長時間のサービス利用が困難である利用者　♦平27厚告94第14号 ◎　２時間以上３時間未満の通所介護であっても，通所介護の本来の目的に照らし，単に入浴サービスのみといった利用は適当ではなく，利用者の日常生活動作能力などの向上のため，日常生活を通じた機能訓練等が実施されるべきものであること。 ♦平12老企36第2の7（2）	適・否	【　算定の有・無　】 理由，計画確認
6　８時間以上の場合に係る加算	□　日常生活上の世話を行った後に引き続き所要時間８時間以上９時間未満の指定通所介護を行った場合又は所要時間８時間以上９時間未満の指定通所介護を行った後に引き続き日常生活上の世話を行った場合であって，当該指定通所介護の所要時間と，前後に行った日	適・否	【　算定の有・無　】 延長は提供前か，後か，両方か

主眼事項	基準等・通知　等	評価	備考
	常生活上の世話の所要時間を通算した時間が９時間以上となった場合は，次に掲げる区分に応じ，次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。　◆平12厚告19別表6注4 イ　９時間以上10時間未満の場合　50単位 ロ　10時間以上11時間未満の場合　100単位 ハ　11時間以上12時間未満の場合　150単位 ニ　12時間以上13時間未満の場合　200単位 ホ　13時間以上14時間未満の場合　250単位 ◎　９時間のサービスの前に連続して２時間，後に連続して３時間，合計５時間の延長サービスを行った場合には，５時間分の延長サービスとして250単位を加算する。 ８時間のサービスの後に連続して５時間の延長サービスを行った場合には，通所介護と延長サービスの通算時間は13時間であり，４時間（＝13時間－９時間）の延長サービスとして200単位を加算する。　◆平12老企36第2の7(3) ◎　当該事業所の実情に応じて，実際に利用者に対して延長サービスを行うことが可能な体制にあり，かつ，適当数の従業者を置いている場合に算定できる。　◆平12老企36第2の7(3) ◎　当該事業所の利用者が，当該事業所を利用した後に，引き続き当該事業所を利用して宿泊する場合や，宿泊した翌日において当該事業所の通所介護の提供を受ける場合には算定することができない。　◆平12老企36第2の7(3) *H27Q＆A　Vol.１　問56* *９時間の通所介護等の前後に送迎を行い，居宅内介助等を実施する場合も延長加算は算定して差し支えない。* *H27Q＆A　Vol.１　問57* *通所介護等の営業時間後に利用者を宿泊させる場合には，別途宿泊サービスに係る利用料を徴収していることから，延長に係る利用料を徴収することは適当ではない。* *H27Q＆A　Vol.１　問58* *通所介護等の利用者が自宅には帰らず，別の宿泊場所に行くまでの間，延長して介護を実施した場合，延長加算は算定できる。* *R３Q＆A　Vol.３　問28* *サービス提供時間の終了後から延長加算に係るサービスが始まるまでの間については，事業所の実情に応じて適当数の人員配置で差し支えないが，安全体制の確保に留意すること。*		通算提供時間 ～ 具体例. R3Q＆Avol.3問29参照 同一時間帯での延長加算に加えて延長利用料の上乗せ徴収は不可 延長時間の計画上の位置付け確認 延長時の従業者の配置体制を確認（安全体制か）
７　中山間地域等サービス提供加算	□　別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して，通常の事業の実施地域を越えて，指定通所介護を行った場合は，１日につき所定単位数の100分の５に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。　◆平12厚告19別表6注7，平21厚告83のニ ◎　当該加算を算定する利用者については，主眼事項第４の12の３の交通費の支払いを受けることはできないこととする。 ◆平12老企36第2の7(7)	適・否	【　算定の有・無　】 該当地域に居住していいるか。
８　入浴介助加算	□　別に厚生労働大臣が定める基準（注）に適合しているものとして京都府知事に届け出て当該基準による入浴介助を行った場合は，当該基準に掲げる区分に従い，１日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし，次に揚げるいずれかの加算を算定している場合においては，次に揚げるその他の加算は算定しない。 ◆平12厚告19別表6注8 イ　入浴介助加算（Ⅰ）　４０単位 ロ　入浴介助加算（Ⅱ）　５５単位 注　厚生労働大臣が定める基準　◆平27厚告95第14の3号 通所介護費における入浴介助加算の基準 イ　入浴介助加算（Ⅰ）　入浴介助加算入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有して行われる入浴介助であること。 ロ　入浴介助加算（Ⅱ）　入浴介助加算次のいずれにも適合するこ	適・否	【　算定の有・無　】 （Ⅰ，Ⅱ） 浴槽確認 足浴等部分浴，清拭のみは加算対象外

主眼事項	基準等・通知　等	評価	備考
	と。 ⑴　イに掲げる基準に適合すること。 ⑵　医師，理学療法士，作業療法士，介護福祉士，介護支援専門員その他の職種の者（以下この号において「医師等」という。）が利用者の居宅を訪問し，浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を評価していること。当該訪問において，当該居宅の浴室が，当該利用者自身又はその家族等の介助により入浴を行うことが難しい環境にあると認められる場合は，訪問した医師等が，指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員又は指定福祉用具貸与事業所若しくは指定特定福祉用具販売事業所の福祉用具専門相談員と連携し，福祉用具の貸与若しくは購入又は住宅改修等の浴室の環境整備に係る助言を行うこと。 ⑶　当該指定通所介護事業所，指定地域密着型通所介護事業所，指定認知症対応型通所介護事業所又は指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の機能訓練指導員，看護職員，介護職員，生活相談員その他の職種の者（以下「機能訓練指導員等」という。）が共同して，利用者の居宅を訪問した医師等との連携の下で，当該利用者の身体の状況，訪問により把握した当該居宅の浴室の環境等を踏まえて個別の入浴計画を作成すること。 ⑷　⑶の入浴計画に基づき，個浴（個別の入浴をいう。以下同じ。）その他の利用者の居宅の状況に近い環境で，入浴介助を行うこと。 ◎　入浴介助加算について　_◆平12老企36第2の7（8） ア　入浴介助加算（Ⅰ）について ①　入浴介助加算（Ⅰ）は，入浴中の利用者の観察を含む介助を行う場合について算定されるものである（大臣基準告示第14号の３）が，この場合の「観察」とは，自立生活支援のための見守り的援助のことであり，利用者の自立支援や日常生活動作能力などの向上のために，極力利用者自身の力で入浴し，必要に応じて介助，転倒予防のための声かけ，気分の確認などを行うことにより，結果として，身体に直接接触する介助を行わなかった場合についても，加算の対象となるものであること。なお，この場合の入浴には，利用者の自立生活を支援する上で最適と考えられる入浴手法が，部分浴（シャワー浴含む）等である場合は，これを含むものとする。 ②　通所介護計画上，入浴の提供が位置付けられている場合に，利用者側の事情により，入浴を実施しなかった場合については，加算を算定できない。 イ　入浴介助加算（Ⅱ）について ①　ア①及び②を準用する。この場合において，ア①の「入浴介助加算（Ⅰ）」は，「入浴介助加算（Ⅱ）」に読み替えるものとする。 ②　入浴介助加算（Ⅱ）は，利用者が居宅において，自身で又は家族若しくは居宅で入浴介助を行うことが想定される家族・訪問介護員等の介助によって入浴ができるようになることを目的とし，以下ａ～ｃを実施することを評価するものである。なお，入浴介助加算（Ⅱ）の算定に関係する者は，利用者の状態に応じ，自身で又は家族・訪問介護員等の介助により尊厳を保持しつつ入浴ができるようになるためには，どのような介護技術を用いて行うことが適切であるかを念頭に置いた上で，ａ～ｃを実施する。 ａ　医師，理学療法士，作業療法士，介護福祉士，介護支援専門員等（利用者の動作及び浴室の環境の評価を行うことができる福祉用具専門相談員，機能訓練指導員を含む。）が利用者の居宅を訪問（個別機能訓練加算を取得するにあたっての訪問等を含む。）し，利用者の状態をふまえ，浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を評価する。その際，当該利用者の居宅を訪問し評価した者が，入浴に係る適切な介護技術に基づいて，利用者の動作を踏まえ，利用者自身で又は家族・訪問介護員等の介助により入浴を行うことが可能であると判断した場合，指定通所介護事業所に対しその旨情報共有する。また，当該利用者の居宅を訪問し評価した者が，指定通所介護事業所の従業者以外の者である場合は，書面等を活用し，十分な情報共有を行う		

主眼事項	基準等・通知　等	評価	備考
	よう留意すること。 （※）当該利用者の居宅を訪問し評価した者が，入浴に係る適切な介護技術に基づいて，利用者の動作を踏まえ，利用者自身で又は家族・訪問介護員等の介助により入浴を行うことが難しいと判断した場合は，指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員又は指定福祉用具貸与事業所若しくは指定特定福祉用具販売事業所の福祉用具専門相談員と連携し，利用者及び当該利用者を担当する介護支援専門員等に対し，福祉用具の貸与若しくは購入又は住宅改修等の浴室の環境整備に係る助言を行う。 ｂ　指定通所介護事業所の機能訓練指導員等が共同して，利用者の居宅を訪問し評価した者との連携の下で，当該利用者の身体の状況や訪問により把握した利用者の居宅の浴室の環境等を踏まえた個別の入浴計画を作成する。なお，個別の入浴計画に相当する内容を通所介護計画の中に記載する場合は，その記載をもって個別の入浴計画の作成に代えることができるものとする。 ｃ　ｂの入浴計画に基づき，個浴その他の利用者の居宅の状況に近い環境にて，入浴介助を行う。なお，この場合の「個浴その他の利用者の居宅の状況に近い環境」とは，手すりなど入浴に要する福祉用具等を活用し利用者の居宅の浴室の環境を個別に模したものとして差し支えない。また，入浴介助を行う際は，関係計画等の達成状況や利用者の状態をふまえて，自身で又は家族・訪問介護員等の介助によって入浴することができるようになるよう，必要な介護技術の習得に努め，これを用いて行われるものであること。なお，必要な介護技術の習得にあたっては，既存の研修等を参考にすること。 *Ｒ３Ｑ＆Ａ　Vol.8　問1* *入浴介助加算（Ⅱ）について* *利用者 の自宅 （高齢者住宅 居室内の浴室 を使用する場合のほか，共同の浴室を使用する場合も含む。）を含む。）のほか，利用者 の親族の自宅が想定される。なお， 自宅に浴室がない等， 具体的な入浴場面を想定していない利用者や，本人が希望する場所で入浴するには心身機能の大幅な改善が必要となる利用者にあっては，以下①～⑤をすべて満たすことにより， 当面の目標として通所介護等での入浴の自立を図ることを目的として， 同加算を算定することとしても差し支えない。* *① 通所介護等事業所の浴室において，医師，理学療法士，作業療法士，介護福祉士，介護支援専門員等（利用者の動作及び浴室の環境の評価を行うことができる福祉用具専門相談員，機能訓練指導員を含む。）が利用者の動作を評価する 。* *② 通所介護等事業所において，自立して入浴することができるよう必要な設備（入浴に関する福祉用具等）を備える 。* *③ 通所介護等事業所の機能訓練指導員等が共同して，利用者の動作を評価した 者 等との連携の下で，当該利用者の身体の状況や通所介護等事業所の浴室の環境等を踏まえた個別の入浴計画を作成する。なお，個 別の入浴計画に相当する内容を通所介護計画の中に記載する場合は，その記載をもって個別の入浴計画の作成に代えることができるものとする。* *④ 個別の入浴計画に基づき，通所介護等事業所において，入浴介助を行う。* *⑤ 入浴設備の導入や 心身機能の回復等により，通所介護等以外の場面での入浴が想定できるようになって いるかどう か， 個別の利用者の状況に照らし 確認する。*		
９　中重度者ケア体制加算	□　別に厚生労働大臣が定める基準（注）に適合しているものとして京都府知事に届け出て，中重度の要介護者を受け入れる体制を構築し，指定通所介護を行った場合は，１日につき 45 単位を所定単位数に加算しているか。ただし，共生型通所介護を算定している場合は，算定しない。♦平12厚告19別表6注9 注　厚生労働大臣が定める基準　♦平27厚告95第15号 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 イ　指定居宅サービス基準第 93 条第１項第２号又は第３号に規定する看護職員又は介護職員の員数に加え，看護職員又は介護職員	適・否	【　算定の有・無　】 イ（　　）名

主眼事項	基準等・通知　等	評価	備考
	を常勤換算方法（指定居宅サービス基準第２条第８号に規定する常勤換算方法をいう。）で２以上確保していること。 ロ　指定通所介護事業所における前年度又は算定日が属する月の前３月間の利用者の総数のうち，要介護状態区分が要介護３，要介護４又は要介護５である者の占める割合が 100 分の 30 以上であること。 ハ　指定通所介護を行う時間帯を通じて，専ら当該指定通所介護の提供の提供に当たる看護職員を１名以上配置していること。 ◎　中重度者ケア体制加算は，歴月ごとに，指定居宅サービス等基準第 93 条第１項に規定する看護職員又は介護職員の員数に加え，看護職員又は介護職員を常勤換算方法で２以上確保する必要がある。このため，常勤換算方法による職員数の算定方法は，歴月ごとの看護職員又は介護職員の勤務延時間数を，当該事業所において常勤の職員が勤務すべき時間数で除することによって算定し，歴月において常勤換算方法で２以上確保していれば加算の要件を満たすこととする。 　なお，常勤換算方法を計算する際の勤務延時間数については，サービス提供時間前後の延長加算を算定する際に配置する看護職員又は介護職員の勤務時間数は含まないこととし，常勤換算方法による員数については，小数点第２位以下を切り捨てるものとする。 ◆平12老企36第2の7 (9) ① ◎　要介護３，要介護４又は要介護５である者の割合については，前年度（３月を除く。）又は届出日の属する月の前３月の１月当たりの実績の平均について，利用者実人員数又は利用延人員数を用いて算定するものとし，要支援者に関しては人員数には含めない。 ◆平12老企36第2の7 (9) ② ◎　利用者実人員数又は利用延人員数の割合の計算方法は，次の取扱いによるものとする。 イ　前年度の実績が６月に満たない事業所（新たに事業を開始し，又は再開した事業所を含む。）については，前年度の実績による加算の届出はできないものとする。 ロ　前３月の実績により届出を行った事業所については，届出を行った月以降においても，直近３月間の利用者の割合につき，毎月継続的に所定の割合を維持しなければならない。 　また，その割合については，毎月ごとに記録するものとし，所定の割合を下回った場合については，直ちにその旨を届け出なければならない。　◆平12老企36第2の7 (9) ③ ◎　看護職員は，指定通所介護を行う時間帯を通じて１名以上配置する必要があり，他の職務との兼務は認められない。 ◆平12老企36第2の7 (9) ④ ◎　中重度者ケア体制加算については，事業所を利用する利用者全員に算定することができる。 　また，認知症加算の算定要件も満たす場合は，中重度者ケア体制加算の算定とともに認知症加算も算定できる。◆平12老企36第2の7 (9) ⑤ ◎　中重度者ケア体制加算を算定している事業所にあっては，中重度の要介護者であっても社会性の維持を図り在宅生活の継続に資するケアを計画的に実施するプログラムを作成することとする。 ◆平12老企36第2の7 (9) ⑥ *H27Q＆A　Vol. 1　問 26* *　中重度者ケア体制加算の算定対象となる看護職員は他の職務と兼務することはできない。このため，認知症加算を併算定する場合は，認知症介護に係る研修を修了している者を別に配置する必要がある。* *H27Q＆A　Vol. 1　問 27* *　届出を行った月以降においても，直近３か月の利用者割合については，毎月継続的に所定の割合を維持しなければならない。* *H27Q＆A　Vol. 1　問 28* *　事業所として，指定居宅サービス等基準第 93 条に規定する看護職*		ロ（　　）％ ハ（　　）名 左記プログラムを作成しているか

主眼事項	基準等・通知　等	評価	備考
	員又は介護職員を常勤換算方法で２以上確保していれば，認知症加算及び中重度者ケア体制加算における「指定基準に規定する看護職員又は介護職員の員数に加え，看護職員又は介護職員を常勤換算で２以上確保する」という要件をそれぞれの加算で満たすことになる。 *H27Q＆A　Vol.１　問37* *提供時間帯を通じて配置する看護職員は，他の職務との兼務は認められず，加算の要件である加配を行う常勤換算員数を算出する際の勤務時間数に含めることはできない。* *なお，加算の算定要件となる看護職員とは別に看護職員を配置している場合は，当該看護職員の勤務時間数は常勤換算員数を算出する際の勤務時間数に含めることができる。* *H27Q＆A　Vol.１　問38* *今までその人が築いてきた社会関係や人間関係を維持し続けられるように，家庭内の役割づくりのための支援や，地域の中で生きがいや役割をもって生活できるような支援をすることなどの目標を通所介護計画又は別途作成する計画に設定し，通所介護の提供を行う必要がある。* *H27Q＆A　Vol.１　問39* *当該事業所に配置している看護職員が現在，専従の看護職員として提供時間帯を通じて既に配置している場合には，新たに配置する必要はない。* *H27Q＆A　Vol.２　問３* *加算算定の要件として，全ての営業日に，通所介護を行う時間帯を通じて専従の看護職員を配置していることとある。全ての営業日に看護職員を配置できない場合，配置があった日のみ加算の算定対象となる。*		
10　生活機能向上連携加算	□　別に厚生労働大臣が定める基準（注）に適合しているものとして京都府知事に届け出た指定通所介護事業所において，外部との連携により，利用者の身体の状況等の評価を行い，かつ，個別機能訓練計画を作成した場合には，当該基準に掲げる区分に従い，⑴については，利用者の急性増悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き３月に１回を限度として，１月につき，⑵については１月につき，次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし，次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては，次に掲げるその他の加算は算定しない。また，個別機能訓練加算（Ⅰ）イ又はロ及び（Ⅱ）を算定している場合，⑴は算定せず，⑵は１月につき１００単位を所定単位数に加算する。♦平12厚告19別表6注10 ⑴　生活機能向上連携加算（Ⅰ）　　１００単位 ⑵　生活機能向上連携加算（Ⅱ）　　２００単位 注　厚生労働大臣が定める基準 ♦平27厚告95第15号の2 イ　生活機能向上連携加算（Ⅰ）　次のいずれにも適合すること。 ⑴　指定訪問リハビリテーション事業所，指定通所リハビリテーション事業所（指定居宅サービス等基準第１１１条第１項に規定する指定通所リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第１条の２第２項に規定する医療提供施設をいい，病院にあっては，許可病床数が２００床未満のもの又は当該病院を中心とした半径４km 以内に診療所が存在しないものに限る。以下同じ。）の理学療法士，作業療法士，言語聴覚士又は医師（以下「理学療法士等」という）の助言に基づき，当該指定通所介護事業所，指定地域密着型通所介護事業所，指定認知症対応型通所介護事業所又は通所型サービス事業所（通所型サービス（法第１１５条の４５第１項第１号のロに規定する第１号通所事業のうち，地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成２６年法律第８３号）第５条の規定による改正前の法第８条第７項に規定する介護予防通所介護に相当するサービスをいう。）の事業を行う事業所をいう。以下同じ。）の機能訓練指導員等が共同して利用者の身体状況等の評価及び個別	適・否	【　算定の有・無　】 ・個別機能訓練計画の作成

主眼事項	基準等・通知　等	評価	備考
	機能訓練計画の作成を行っていること。 ⑵　個別機能訓練計画に基づき，利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し，機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。 ⑶　⑴の評価に基づき，個別機能訓練計画の進捗状況等を３月ごとに１回以上評価し，利用者又はその家族に対し，機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し，必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。 ロ　生活機能向上連携加算（Ⅱ）　次のいずれにも適合すること。 ⑴　指定訪問リハビリテーション事業所，指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等が，当該指定通所介護事業所，指定地域密着型通所介護事業所，指定認知症対応型通所介護事業所又は通所型サービス事業所を訪問し，当該事業所の機能訓練指導員等が共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。 ⑵　個別機能訓練計画に基づき，利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し，機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。 ⑶　⑴の評価に基づき，個別機能訓練計画の進捗状況等を３月ごとに１回以上評価し，利用者又はその家族に対し，機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し，必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。 ◎　生活機能向上連携加算について　◆平12老企36第2の7（10） ①　生活機能向上連携加算（Ⅰ） イ　生活機能向上連携加算（Ⅰ）は，指定訪問リハビリテーション事業所，指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（病院にあっては，許可病床数が 200 床未満のもの又は当該病院を中心とした半径４キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。以下同じ。）の理学療法士，作業療法士，言語聴覚士又は医師（以下，「理学療法士等」という。）の助言に基づき，当該通所介護事業所の機能訓練指導員，看護職員，介護職員，生活相談員その他の職種の者（以下「機能訓練指導員等」という。）が共同してアセスメント，利用者の身体の状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。その際，理学療法士等は，機能訓練指導員等に対し，日常生活上の留意点，介護の工夫等に関する助言を行うこと。 　この場合の「リハビリテーションを実施している医療提供施設」とは，診療報酬における疾患別リハビリテーション料の届出を行っている病院若しくは診療所又は介護老人保健施設，介護療養型医療施設若しくは介護医療院であること。 ロ　個別機能訓練計画の作成に当たっては，指定訪問リハビリテーション事業所，指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等は，当該利用者のＡＤＬ（寝返り，起き上がり，移乗，歩行，着衣，入浴，排せつ等）及びＩＡＤＬ（調理，掃除，買物，金銭管理，服薬状況等）に関する状況について，指定訪問リハビリテーション事業所，指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の場において把握し，又は，指定通所介護事業所の機能訓練指導員等と連携してＩＣＴを活用した動画やテレビ電話を用いて把握した上で，当該指定通所介護事業所の機能訓練指導員等に助言を行うこと。なお，ＩＣＴを活用した動画やテレビ電話を用いる場合においては，理学療法士等がＡＤＬ及びＩＡＤＬに関する利用者の状況について適切に把握することができるよう，理学療法士等と機能訓練指導員等で事前に方法等を調整するものとする。 ハ　個別機能訓練計画には，利用者ごとにその目標，実施時間，実施方法等の内容を記載しなければならない。目標については，利用者又はその家族の意向及び当該利用者を担当する介護支援専門員の意見も踏まえ策定することとし，当該利用者の意		・計画に基づく機能訓練の実施 ・機能訓練指導員等が理学療法士等と連携し，訓練内容の評価・見直しを３月ごとに１回以上実施

主眼事項	基準等・通知　等	評価	備考
	欲の向上につながるよう，段階的な目標を設定するなど可能な限り具体的かつ分かりやすい目標とすること。なお，個別機能訓練計画に相当する内容を通所介護計画の中に記載する場合は，その記載をもって個別機能訓練計画の作成に代えることができるものとすること。 ニ　個別機能訓練計画に基づき，利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し，機能訓練指導員等が，利用者の心身の状況に応じて計画的に機能訓練を適切に提供していること。__ ホ　個別機能訓練計画の進捗状況等の評価について ・　機能訓練指導員等は，各月における評価内容や目標の達成度合いについて，利用者又はその家族及び理学療法士等に報告・相談し，理学療法士等から必要な助言を得た上で，必要に応じて当該利用者又はその家族の意向を確認の上，当該利用者のＡＤＬやＩＡＤＬの改善状況を踏まえた目標の見直しや訓練内容の変更など適切な対応を行うこと。 ・　理学療法士等は，機能訓練指導員等と共同で，３月ごとに１回以上，個別機能訓練の進捗状況等について評価した上で，機能訓練指導員等が利用者又はその家族（以下このホにおいて「利用者等」という。）に対して個別機能訓練計画の内容（評価を含む。）や進捗状況等を説明していること。 　また，利用者等に対する説明は，テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとすること。ただし，テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならないこと。なお，テレビ電話装置等の活用に当たっては，個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」，厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 ヘ　機能訓練に関する記録（実施時間，訓練内容，担当者等）は，利用者ごとに保管され，常に当該事業所の機能訓練指導員等により閲覧が可能であるようにすること。 ト　生活機能向上連携加算（Ⅰ）は個別機能訓練計画に基づき個別機能訓練を提供した初回の月に限り，算定されるものである。なお，イの助言に基づき個別機能訓練計画を見直した場合には，本加算を再度算定することは可能であるが，利用者の急性増悪等により個別機能訓練計画を見直した場合を除き，個別機能訓練計画に基づき個別機能訓練を提供した初回の月の翌月及び翌々月は本加算を算定しない。 ②　生活機能向上連携加算（Ⅱ） イ　生活機能向上連携加算（Ⅱ）は，指定訪問リハビリテーション事業所，指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等が，当該指定通所介護事業所を訪問し，当該事業所の機能訓練指導員等と共同して，利用者の身体の状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。その際，理学療法士等は，機能訓練指導員等に対し，日常生活上の留意点，介護の工夫等に関する助言を行うこと。 　この場合の「リハビリテーションを実施している医療提供施設」とは，診療報酬における疾患別リハビリテーション料の届出を行っている病院若しくは診療所又は介護老人保健施設，介護療養型医療施設若しくは介護医療院であること。 ロ　個別機能訓練計画の進捗状況等の評価について ・　機能訓練指導員等は，各月における評価内容や目標の達成度合いについて，利用者又はその家族及び理学療法士等に報告・相談し，理学療法士等から必要な助言を得た上で，必要に応じて当該利用者又はその家族の意向を確認の上，当該利用者のＡＤＬやＩＡＤＬの改善状況を踏まえた目標の見直しや訓練内容の変更など適切な対応を行うこと。 ・　理学療法士等は，３月ごとに１回以上指定通所介護事業所を訪問し，機能訓練指導員等と共同で個別機能訓練の進捗状況等について評価した上で，機能訓練指導員等が，利用者又はその家族に対して個別機能訓練計画の内容（評価を含む。）や進捗状況等を説明し記録するとともに，必要に応じて訓練内容の見直し等を行うこと。 ハ　①ハ，ニ及びヘによること。なお，個別機能訓練加算を算定		

主眼事項	基準等・通知　等	評価	備考
	している場合は，別に個別機能訓練計画を作成する必要はないこと。 *H30Q＆A　Vol. 1　問35* 生活機能向上連携加算に係る業務について指定訪問リハビリテーション事業所，指定通所リハビリテーション事業所又は医療提供施設と委託契約を締結し，業務に必要な費用を指定訪問リハビリテーション事業所等に支払うことになる。なお，委託料についてはそれぞれの合議により適切に設定する必要がある。 *H30Q＆A　Vol. 1　問36* 生活機能向上連携加算は，同一法人の指定訪問リハビリテーション事業所若しくは指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（原則として許可病床数200床未満のものに限る。）と連携する場合も算定できる。なお，連携先について，地域包括ケアシステムの推進に向けた在宅医療の主たる担い手として想定されている200床未満の医療提供施設に原則として限っている趣旨や，リハビリテーション専門職（理学療法士，作業療法士，言語聴覚士）の有効活用，地域との連携の促進の観点から，別法人からの連携の求めがあった場合には，積極的に応じるべきである。		
11　個別機能訓練加算	□　別に厚生労働大臣が定める基準（注）に適合しているものとして京都府知事に届け出た指定通所介護の単位の利用者に対して，機能訓練を行っている場合には，当該基準に掲げる区分に従い，⑴及び⑵については１日につき次に掲げる単位数を，⑶については１月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし，個別機能訓練加算（Ⅰ）イを算定している場合には，個別機能訓練加算（Ⅰ）ロは算定しない。　◆平12厚告19別表6注11 注　厚生労働大臣が定める基準　◆平27厚告95第16号 イ　個別機能訓練加算（Ⅰ）イ　56単位 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ⑴　専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士，作業療法士，言語聴覚士，看護職員，柔道整復師，あん摩マッサージ指圧師，はり師又はきゅう師（はり師又はきゅう師については，理学療法士，作業療法士，言語聴覚士，看護職員，柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で６月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る）（以下「理学療法士等」という。）を1名以上配置していること。 ⑵　機能訓練指導員等が共同して，利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し，当該計画に基づき，理学療法士等が計画的に機能訓練を行っていること。 ⑶　個別機能訓練計画の作成及び実施においては，利用者の身体機能及び生活機能の向上に資するよう複数の種類の機能訓練の項目を準備し，その項目の選択に当たっては，利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し，利用者の選択に基づき，心身の状況に応じた機能訓練を適切に行っていること。 ⑷　機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問し，利用者の居宅での生活状況を確認した上で，個別機能訓練計画を作成すること。また，その後３月ごとに１回以上，利用者の居宅を訪問した上で，当該利用者の居宅における生活状況をその都度確認するとともに，当該利用者又はその家族に対して，個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し，必要に応じて個別機能訓練計画の見直し等を行っていること。 ⑸　厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成１２年厚生省告示第２７号。以下「通所介護費等算定方法」という。）第１号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。 ロ　個別機能訓練加算（Ⅰ）ロ　85単位 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ⑴　イ⑴の規定により配置された理学療法士等に加えて，専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を指定通所介護を行	適・否	【　算定の有・無　】 ＜加算Ⅰイ＞　有・無 □ 専従指導員 （　　名） （資格：　　） □ 訓練種類（例） ・ ・ □ 個別機能訓練計画の確認（目標，実施時間・方法等） □ 開始時，3ヶ月ごとの利用者の居宅訪問，利用者等の内容説明（評価含む），訓練内容の見直し等の記録確認 □ 評価（効果等）の確認，ケアマネへの適宜報告相談の有無を確認 □ 記録は利用者毎に保管され，閲覧できる状態か確認 ＜加算Ⅰロ＞　有・無 □ 専従指導員 （　　名）2名必要 （資格：　　） 指定通所介護を行う時間帯を通じて専従の理学療法士等をⅠイに加

主眼事項	基準等・通知　等	評価	備考
	う時間帯を通じて１名以上配置していること。 ⑵　イ⑵から⑸までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 ハ　個別機能訓練加算（Ⅱ）　20単位 ⑴　イ⑴から⑸まで又はロ⑴及び⑵に掲げる基準に適合すること。 ⑵　利用者ごとの個別機能訓練計画書の内容等の情報を厚生労働省に提出し，機能訓練の実施に当たって，当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。 ◎　個別機能訓練加算について　◆平12老企36第2の7（11） 個別機能訓練加算は，専ら機能訓練を実施する理学療法士，作業療法士，言語聴覚士，看護職員，柔道整復師，あん摩マッサージ指圧師，はり師又はきゅう師（はり師及びきゅう師については，理学療法士，作業療法士，言語聴覚士，看護職員，柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で６月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）（以下「理学療法士等」という。）を配置し，機能訓練指導員等が共同して，利用者ごとに心身の状態や居宅の環境をふまえた個別機能訓練計画を作成し，当該計画に基づき計画的に機能訓練を行うことで，利用者の生活機能（身体機能を含む。）の維持・向上を図り，住み慣れた地域で居宅において可能な限り自立して暮らし続けることを目指すため設けられたものである。本加算の算定にあたっては，加算設置の趣旨をふまえた個別機能訓練計画の作成及び個別機能訓練が実施されなければならない。 ① 個別機能訓練加算（Ⅰ）イ，個別機能訓練加算（Ⅰ）ロ イ　個別機能訓練加算（Ⅰ）イを算定する際の人員配置 専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を１名以上配置すること。この場合において，例えば１週間のうち特定の曜日だけ理学療法士等を配置している場合は，その曜日において理学療法士等から直接機能訓練の提供を受けた利用者のみが当該加算の算定対象となる。 ただし，この場合，当該加算を算定できる人員体制を確保している曜日があらかじめ定められ，利用者や居宅介護支援事業者に周知されている必要がある。 なお，指定通所介護事業所の看護職員が当該加算に係る理学療法士等の職務に従事する場合には，当該職務の時間は，指定通所介護事業所における看護職員としての人員基準の算定に含めない。 ロ　個別機能訓練加算（Ⅰ）ロを算定する際の人員配置 専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を１名以上配置することに加えて，専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を指定通所介護を行う時間帯を通じて１名以上配置すること。この場合において，例えば１週間のうち特定の曜日だけ，専ら機能訓練を実施する理学療法士等を１名以上及び専ら機能訓練を実施する理学療法士等を指定通所介護を行う時間帯を通じて１名以上配置している場合は，その曜日において理学療法士等から直接訓練の提供を受けた利用者のみが当該加算の算定対象となる。 ただし，この場合，当該加算を算定できる人員体制を確保している曜日はあらかじめ定められ，利用者や居宅介護支援事業者に周知されている必要がある。 なお，指定通所介護事業所の看護職員が当該加算に係る機能訓練指導員の職務に従事する場合には，当該職務の時間は，指定通所介護事業所における看護職員としての人員基準の算定に含めない。 ハ　個別機能訓練目標の設定・個別機能訓練計画の作成 個別機能訓練加算（Ⅰ）イ及び個別機能訓練加算（Ⅰ）ロに係る個別機能訓練を行うにあたっては，機能訓練指導員等が共同して，利用者ごとにその目標，目標を踏まえた訓練項目，訓練実施時間，訓練実施回数等を内容とする個別機能訓練計画を作成すること。 個別機能訓練目標の設定にあたっては，機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問した上で利用者の居宅での生活状況（起居動作，ＡＤＬ，ＩＡＤＬ等の状況）を確認し，その結果や利用者又		えて配置しているか イの⑵～⑸に該当するか <u>＜加算Ⅱ＞　有・無</u> <u>Ⅰイ又はⅠロの算定</u> 利用者ごとの個別機能訓練計画書の内容等の情報を厚生労働省に提出し，機能訓練の実施に当たって，当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用しているか。

主眼事項	基準等・通知　等	評価	備考
	は家族の意向及び介護支援専門員等の意見も踏まえつつ行うこと。その際，当該利用者の意欲の向上につながるよう長期目標・短期目標のように段階的な目標とするなど可能な限り具体的かつ分かりやすい目標とすること。また，単に身体機能の向上を目指すことのみを目標とするのではなく，日常生活における生活機能の維持・向上を目指すことを含めた目標とすること。 　個別機能訓練項目の設定にあたっては，利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の機能訓練の項目を準備し，その項目の選択に当たっては，利用者の生活意欲の向上に繋がるよう利用者を援助すること。 　なお，個別機能訓練計画に相当する内容を通所介護計画の中に記載する場合は，その記載をもって個別機能訓練計画の作成に代えることができるものとする。 ニ　個別機能訓練の実施体制・実施回数 　個別機能訓練加算（Ⅰ）イ及び個別機能訓練加算（Ⅰ）ロに係る個別機能訓練は，類似の目標を持ち，同様の訓練項目を選択した５人程度以下の小集団（個別対応含む）に対して機能訓練指導員が直接行うこととし，必要に応じて事業所内外の設備等を用いた実践的かつ反復的な訓練とすること。 　訓練時間については，個別機能訓練計画に定めた訓練項目の実施に必要な１回あたりの訓練時間を考慮し適切に設定すること。 　また，本加算に係る個別機能訓練は，住み慣れた地域で居宅において可能な限り自立して暮らし続けることを目的とし，生活機能の維持・向上を図るため，計画的・継続的に個別機能訓練を実施する必要があり，概ね週１回以上実施することを目安とする。 ホ　個別機能訓練実施後の対応 　個別機能訓練加算（Ⅰ）イ及び個別機能訓練加算（Ⅰ）ロに係る個別機能訓練を開始した後は，個別機能訓練項目や訓練実施時間，個別機能訓練の効果（例えば当該利用者のＡＤＬ及びＩＡＤＬの改善状況）等についての評価を行うほか，３月ごとに１回以上，利用者の居宅を訪問し，利用者の居宅での生活状況（起居動作，ＡＤＬ，ＩＡＤＬ等の状況）の確認を行い，利用者又はその家族（以下このホにおいて「利用者等」という。）に対して個別機能訓練の実施状況や個別機能訓練の効果等について説明し，記録する。 　また，概ね３月ごとに１回以上，個別機能訓練の実施状況や個別機能訓練の効果等について，当該利用者を担当する介護支援専門員等にも適宜報告・相談し，利用者等の意向を確認の上，当該利用者に対する個別機能訓練の効果（例えば当該利用者のＡＤＬ及びＩＡＤＬの改善状況）等をふまえた個別機能訓練の目標の見直しや訓練項目の変更など，適切な対応を行うこと。 　また，利用者等に対する説明は，テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとすること。ただし，テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならないこと。なお，個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」，厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 ヘ　その他 ・　厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成 12 年厚生省告示第 27 号）第１号に規定する基準のいずれかに該当する場合は，個別機能訓練加算（Ⅰ）イ及び個別機能訓練加算（Ⅰ）ロを算定することはできない。 ・　個別機能訓練加算（Ⅰ）イを算定している場合は個別機能訓練加算（Ⅰ）ロを算定することはできない。また個別機能訓練加算（Ⅰ）ロを算定している場合は，個別機能訓練加算（Ⅰ）イを算定することはできない。 ・　個別機能訓練計画に基づく個別機能訓練の実施が予定されていた場合でも，利用者の都合等により実際に個別機能訓練が実施されなかった場合は，個別機能訓練加算（Ⅰ）イ及び個別機能訓練加算（Ⅰ）ロを算定することはできない。 ・　個別機能訓練加算（Ⅰ）イ及び個別機能訓練加算（Ⅰ）ロの目標設定・個別機能訓練計画の作成方法の詳細を含む事務処理手順例等については，別に定める通知（注）において示すこととする。		

主眼事項	基準等・通知　等	評価	備考
	・ 個別機能訓練に関する記録（個別機能訓練の目標，目標をふまえた訓練項目，訓練実施時間，個別機能訓練実施者等）は，利用者ごとに保管され，常に当該事業所の個別機能訓練従事者により閲覧が可能であるようにすること。 ② 個別機能訓練加算(Ⅱ)について 厚生労働省への情報の提出については，ＬＩＦＥを用いて行うこととする。ＬＩＦＥへの提出情報，提出頻度等については，「科学的介護情報システム（ＬＩＦＥ）関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照されたい。 サービスの質の向上を図るため，ＬＩＦＥへの提出情報及びフィードバック情報を活用し，利用者の状態に応じた個別機能訓練計画の作成（Plan），当該計画に基づく個別機能訓練の実施（Do），当該実施内容の評価（Check），その評価結果を踏まえた当該計画の見直し・改善（Action）の一連のサイクル（ＰＤＣＡサイクル）により，サービスの質の管理を行うこと。 提出された情報については，国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上に資するため，適宜活用されるものである。 注　「リハビリテーション・個別機能訓練，栄養管理及び航空管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」 （令和３年３月１６日付け老認発0316第３号，老老発0316第２号厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長，厚生労働省老健局老人保健課長通知） *Ｈ18Ｑ＆Ａ　Vol.１　問49（抜粋）* *個別機能訓練加算は，個別の計画作成等のプロセスを評価するものであることから，利用者の同意が得られない場合には算定できないが，原則，当該単位の全ての利用者について計画作成してその同意を得るよう努めることが望ましい。* *Ｈ27Ｑ＆Ａ　Vol.１　問42* *利用者の居宅を訪問する新たな要件の追加については，利用者の居宅における生活状況を確認し，個別機能訓練計画に反映させることを目的としている。このため，利用者やその家族等との信頼関係，協働関係の構築が重要であり，通所介護事業所の従業者におかれては，居宅訪問の趣旨を利用者及びその家族等に対して十分に説明し，趣旨をご理解していただく必要がある。* *Ｈ27Ｑ＆Ａ　Vol.１　問43* *利用契約前に居宅訪問を行った場合についても，個別機能訓練加算の居宅訪問の要件を満たすこととなる。* *Ｈ27Ｑ＆Ａ　Vol.１　問45* *居宅を訪問するのは，利用者宅へ送迎をした後そのまま職員が残り，生活状況を確認することでも認められる。* *Ｈ27Ｑ＆Ａ　Vol.１　問46* *個別機能訓練計画については，多職種共同で作成する必要がある。* *このため，個別機能訓練計画作成に関わる職員であれば，職種にかかわらず計画作成や居宅訪問を行うことができるため，機能訓練指導員以外がこれらを行っても差し支えない。* *なお，３月に１回以上，居宅を訪問し，生活状況を確認する者は，毎回必ずしも同一人物で行う必要はない。* *Ｈ27Ｑ＆Ａ　Vol.２　問４* *通所介護と短期入所生活介護を組み合わせて利用している者に対し，同一の機能訓練指導員等が個別機能訓練計画を作成しており，一方の事業所で行った居宅訪問の結果に基づき一体的に個別機能訓練計画を作成する場合は，居宅訪問を別々に行う必要はない。* *Ｈ30Ｑ＆Ａ　Vol.１　問32* *はり師・きゅう師を機能訓練指導員とする際に求められる要件となる，「理学療法士，作業療法士，言語聴覚士，看護職員，柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置*		ＬＩＦＥへの提出 【有　・　無】

主眼事項	基準等・通知　等	評価	備考
	した事業所で６月以上機能訓練指導に従事した経験」については，要件にある以上の内容については細かく規定しないが，当然ながら，当該はり師・きゅう師が機能訓練指導員として実際に行う業務の頻度・内容を鑑みて，十分な経験を得たと当該施設の管理者が判断できることは必要である。 *H30Ｑ＆Ａ　Vol.１　問33* *はり師・きゅう師を機能訓練指導員として雇う際に，実際に，理学療法士，作業療法士，言語聴覚士，看護職員，柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で６月以上機能訓練指導に従事した経験を有することの確認は，例えば，当該はり師・きゅう師が機能訓練指導に従事した事業所の管理者が書面でそれを証していることを確認すれば，確認として十分である。* *Ｒ３Ｑ＆Ａ　Vol.３　問52* *個別機能訓練加算（Ｉ）イ及びロについては，いずれの場合も，当該加算を算定する事業所に理学療法士等を配置する必要があることから，事業所以外の機関との連携により確保することは認められない。* *Ｒ３Ｑ＆Ａ　Vol.３　問56* *個別機能訓練加算（Ｉ）イ又はロにおいて，通所介護事業所に配置が義務付けられている看護職員が，「専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等」を兼ねることができるかについては，看護職員の配置時間に関する規定はないことから，看護職員としての業務に従事していない時間帯において，「専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等」として勤務することは差し支えない。* *なお，看護職員としての業務と専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等としての業務のいずれも行う職員が，本来の業務である利用者の健康管理や観察を行いつつ，個別機能訓練加算（Ｉ）イ又はロの要件を満たすような業務を成しえるのかについて，その実態を十分に確認することが必要である。*		
12　ＡＤＬ維持等加算	□　別に厚生労働大臣が定める基準（注１）に適合しているものとして京都府知事に届け出た指定通所介護事業所において，利用者に対して指定通所介護を行った場合は，評価対象期間（別に厚生労働大臣が定める期間（注２）をいう。）の満了日の属する月の翌月から１２月以内の期間※限り，当該基準に掲げる区分に従い，１月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし，次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては，次に掲げるその他の加算は算定しない。 ♦平12厚告19別表6注12 イ　ＡＤＬ維持等加算（Ｉ）　３０単位 ロ　ＡＤＬ維持等加算（Ⅱ）　６０単位 ◎　令和３年３月３１日において現にこの告示による改正前の指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所介護費のイからハまでの注11に係る届出を行っている事業所であって，この告示による改正後の指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所介護費のイからハまでの注12に係る届出を行っていないものにおけるＡＤＬ維持等加算（Ｉ）の算定については，令和５年３月３１日までの間は，なお従前の例によることができる。この場合において，この告示による改正前の指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所介護費のイからハまでの注11中「ＡＤＬ維持等加算（Ｉ）」とあるのは，「ＡＤＬ維持等加算（Ⅱ）」と読み替えるものとする。♦令3厚告73附則第5条第1項 ※　期間に係る経過措置もあり。♦令3厚告73附則第5条第2項 注１　厚生労働大臣が定める基準 ♦平27厚告95第16号の2 イ　ＡＤＬ維持等加算（Ｉ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ⑴　評価対象者（当該事業所又は当該施設の利用期間（⑵において「評価対象利用期間」という。以下この号において同じ）が６月を超える者をいう。）の総数が１０人以上であること。	適・否	【　算定の有・無　】 （Ｉ・Ⅱ・Ⅲ） (Ⅲ)については令和5年3月31日までの経過措置 ・利用者数＿＿＿人 （10人以上必要）

<table>
<tr><th>主眼事項</th><th>基準等・通知　等</th><th>評価</th><th>備考</th></tr>
<tr><td></td><td>
⑵　評価対象者全員について，評価対象利用期間の初月（以下「評価対象利用開始月」という。）と，当該月の翌月から起算して６月目（６月目にサービスの利用がない場合については当該サービスの利用があった最終の月）においてＡＤＬを評価し，その評価に基づく値（以下「ＡＤＬ値」という。）を測定し，測定した日が属する月ごとに厚生労働省に当該測定を提出していること。
⑶　評価対象者の評価対象利用開始月の翌月から起算して６月目の月に測定したＡＤＬ値から評価対象利用開始月に測定したＡＤＬ値を控除して得た値を用いて一定の基準に基づき算出した値（以下「ＡＤＬ利得」という。）の平均値が１以上であること。

ロ　ADL 維持等加算（Ⅱ）
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
⑴　イ⑴及び⑵の基準に適合するものであること。
⑵　評価対象者のＡＤＬ利得の平均値が２以上であること。

注２　厚生労働大臣が定める期間 ♦平27厚告94第15号の2
ＡＤＬ維持等加算の算定を開始する月の前年の同月から起算して１２月までの期間

◎　ＡＤＬ維持等加算について　♦平12老企36第2の7（12）
①　ＡＤＬ維持等加算（Ⅰ）及び（Ⅱ）について
イ　ＡＤＬの評価は，一定の研修を受けた者により，Barthel Index を用いて行うものとする。
ロ　上記注１のイ⑵における厚生労働省へのＡＤＬ値の提出は，ＬＩＦＥを用いて行うこととする。
ハ　上記注１のイ⑶及びロ⑵におけるＡＤＬ利得は，評価対象利用開始月の翌月から起算して６月目の月に測定したＡＤＬ値から，評価対象利用開始月に測定したＡＤＬ値を控除して得た値に，次の表の左欄に掲げる者に係る同表の中欄の評価対象利用開始月に測定したＡＤＬ値に応じてそれぞれ同表の右欄に掲げる値を加えた値を平均して得た値とする。
<table>
<tr><td rowspan="4">１　２以外の者</td><td>ＡＤＬ値が０以上 25 以下</td><td>１</td></tr>
<tr><td>ＡＤＬ値が 30 以上 50 以下</td><td>１</td></tr>
<tr><td>ＡＤＬ値が 55 以上 75 以下</td><td>２</td></tr>
<tr><td>ＡＤＬ値が 80 以上 100 以下</td><td>３</td></tr>
<tr><td rowspan="4">２　評価対象利用開始月において，初回の要介護認定（法第 27 条第１項に規定する要介護認定をいう。）があった月から起算して 12 月以内である者</td><td>ＡＤＬ値が０以上 25 以下</td><td>０</td></tr>
<tr><td>ＡＤＬ値が 30 以上 50 以下</td><td>０</td></tr>
<tr><td>ＡＤＬ値が 55 以上 75 以下</td><td>１</td></tr>
<tr><td>ＡＤＬ値が 80 以上 100 以下</td><td>２</td></tr>
</table>
ニ　ハにおいてＡＤＬ利得の平均を計算するに当たって対象とする者は，ＡＤＬ利得の多い順に，上位 100 分の 10 に相当する利用者（その数に１未満の端数が生じたときは，これを切り捨てるものとする。）及び下位 100 分の 10 に相当する利用者（その数に１未満の端数が生じたときは，これを切り捨てるものとする。）を除く利用者（以下「評価対象利用者」という。）とする。
ホ　他の施設や事業所が提供するリハビリテーションを併用している利用者については，リハビリテーションを提供している当該他の施設や事業所と連携してサービスを実施している場合に限り，ＡＤＬ利得の評価対象利用者に含めるものとする。
ヘ　令和３年度については，評価対象期間において次のａからｃまでの要件を満たしている場合に，評価対象期間の満了日の属する月の翌月から 12 月（令和３年４月１日までに指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所介護費の注 12 に掲げる基準（以下この①において「基準」という。）に適合しているものとして京都府知事に届出を行う場合にあっては，令和３年度内）に限り，ＡＤＬ維持等加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定できることとする。
ａ　上記注１のイ⑴，⑵及び⑶並びにロ⑵の基準（イ⑵については，厚生労働省への提出を除く。）を満たすことを示す書
</td><td></td><td>ＬＩＦＥへの提出
【有　・　無】</td></tr>
</table>

主眼事項	基準等・通知　等	評価	備考
	類を保存していること。 ｂ　厚生労働省への情報の提出については，ＬＩＦＥを用いて行うこととする。ＬＩＦＥへの提出情報，提出頻度等については，「科学的介護情報システム（ＬＩＦＥ）関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照されたい。サービスの質の向上を図るため，ＬＩＦＥへの提出情報及びフィードバック情報を活用し，利用者の状態に応じた個別機能訓練計画の作成（Plan），当該計画に基づく個別機能訓練の実施（Do），当該実施内容の評価（Check），その評価結果を踏まえた当該計画の見直し・改善（Action）の一連のサイクル（ＰＤＣＡサイクル）により，サービスの質の管理を行うこと。 提出された情報については，国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上に資するため，適宜活用されるものである。 ｃ　ＡＤＬ維持等加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)の算定を開始しようとする月の末日までに，ＬＩＦＥを用いてＡＤＬ利得に係る基準を満たすことを確認すること。 ト　令和３年度の評価対象期間は，加算の算定を開始する月の前年の同月から 12 月後までの１年間とする。ただし，令和３年４月１日までに算定基準に適合しているものとして京都府知事に届出を行う場合については，次のいずれかの期間を評価対象期間とすることができる。 ａ　令和２年４月から令和３年３月までの期間 ｂ　令和２年１月から令和２年 12 月までの期間 チ　令和４年度以降に加算を算定する場合であって，加算を取得する月の前年の同月に，基準に適合しているものとして京都府知事に届け出ている場合には，届出の日から 12 月後までの期間を評価対象期間とする。 ②　ＡＤＬ維持等加算(Ⅲ)について イ　令和３年３月 31 日において現に，令和３年度介護報酬改定による改正前のＡＤＬ維持等加算に係る届け出を行っている事業所であって，ＡＤＬ維持等加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）に係る届け出を行っていないものは，令和５年３月 31 日までの間はＡＤＬ維持等加算(Ⅲ)を算定することができる。この場合の算定要件等は，令和３年度介護報酬改定による改正前のＡＤＬ維持等加算(Ⅰ)の要件によるものとする。 ロ　ＡＤＬ維持等加算(Ⅲ)の算定に係る事務処理手続等の詳細については，この通知に定めるもののほか，「ＡＤＬ維持等加算に関する事務処理手順及び様式例について（平成 30 年４月６日老振発第 0406 第１号，老老発第 0406 第３号）におけるＡＤＬ維持等加算（Ⅰ)の事務処理手順等を参考にすること。 *Ｈ30Ｑ＆Ａ　Vol.１　問 37* *平成30年度のADL維持等加算の算定の可否を判断する場合，平成29年１月から12月が評価対象期間となるが，この時期に，加算を算定しようとする指定通所介護事業所が指定介護予防通所介護事業所と一体的に運営されていた場合，指定居宅サービス基準第16条の２イ（１）の「利用者」には，当該指定介護予防通所介護事業所の利用者は，含まれない。本件加算は，指定通所介護及び指定地域密着型通所介護が対象である。なお，指定居宅サービス基準第16条の２イ（３）に「要支援認定」とあるのは，「利用者」に要支援者を含むとの意味ではなく，初回の要支援認定の後，評価対象利用開始月までの間に要介護認定を受ける場合を想定したものである。* *Ｈ30Ｑ＆Ａ　Vol.１　問 38* *評価対象利用期間は指定通所介護事業所又は指定地域密着型通所介護事業所を連続して６月以上利用した期間とされている。* *・「連続して利用」とは，毎月１度以上利用していることである。* *・「連続して６月以上利用」は評価対象期間内である必要がある。* *・６月より多く連続して利用している場合は，連続しているすべての月ではなく，その中に最初の月が最も早い６月の期間を評価対象利用期間とする。例えば，２月から１１月まで連続利用がある場合は，２月から１１月まででではなく，２月から７月までを評価対象利用期間とする。*		

主眼事項	基準等・通知　等	評価	備考
	Ｈ30Ｑ＆Ａ　Vol.１　問39 *ADL維持等加算（Ⅰ）及び（Ⅱ）は，算定しようとする月の５時間未満の通所介護の算定回数が５時間以上の通所介護の算定回数以上の利用者でも算定できる。* *Ｈ30Ｑ＆Ａ　Vol.4　問７* *ADL維持等加算を算定する場合の申出は，申出の日の属する月から同年12月までの期間を評価対象期間とするため，評価対象利用開始月から起算して６ヶ月を確保するためには，毎年７月までに申出を行う必要がある。*		
13　認知症加算	□　別に厚生労働大臣が定める基準（注１）に適合しているものとして京都府知事に届け出て，別に厚生労働大臣が定める利用者（注２）に対して指定通所介護を行った場合は，１日につき 60 単位を所定単位数に加算しているか。ただし，共生型通所介護を算定している場合は，算定しない。　♦平12厚告19別表6注13 注１　厚生労働大臣が定める基準　♦平27厚告95第17号 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 イ　指定居宅サービス等基準第 93 条第１項第２号又は第３号に規定する看護職員又は介護職員の員数に加え，看護職員又は介護職員を常勤換算方法で２以上確保していること。 ロ　指定通所介護事業所における前年度又は算定日が属する月の前３月間の利用者の総数のうち，日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者の占める割合が 100 分の 20 以上であること。 ハ　指定通所介護を行う時間帯を通じて，専ら当該指定通所介護の提供に当たる認知症介護の指導に係る専門的な研修，認知症介護に係る専門的な研修又は認知症介護に係る実践的な研修等を修了した者を１名以上配置していること。 注２　厚生労働大臣が定める利用者　♦平27厚告94第16号 日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者 ◎　常勤換算方法による職員の算定方法は，上記９の中重度者ケア体制加算の項を参照のこと。　♦平12老企36第2の7（13）① ◎「日常生活に支障を来すおそれのある症状又行動が認められることから介護を必要とする認知症の者」とは，日常生活自立度のランクⅢ，Ⅳ又はＭに該当する者を指すものとし，これらの者の割合については，前年度（３月を除く。）又は届出日の属する月の前３月の１月当たりの実績の平均について，利用実人員数又は利用延人員数を用いて算定するものとし，要支援者に関しては人員数に含めない。　♦平12老企36第2の7（13）② ◎　利用実人員数又は利用延人員数の割合の計算方法は，上記９の中重度者ケア体制加算の項を参照のこと。　♦平12老企36第2の7（13）③ ◎「認知症介護の指導に係る専門的な研修」とは，「認知症介護実践者等養成事業の実施について」（平成 18 年３月 31 日老発第 0331010 号厚生労働省老健局長通知）及び「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」（平成 18 年３月 31 日老計発第 0331007 号厚生労働省計画課長通知）に規定する「認知症介護指導者研修」，認知症看護に係る適切な研修を指すものとする。♦平12老企36第2の7（13）④ ◎「認知症介護に係る専門的な研修」とは，「認知症介護実践者等養成事業の実施について」及び「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」に規定する「認知症介護実践リーダー研修」を指すものとする。　♦平12老企36第2の7（13）⑤ ◎「認知症介護に係る実践的な研修」とは，「認知症介護実践者等養成事業の実施について」及び「認知症介護実践者等養成事業の円滑	適・否	【　算定の有・無　】 イ（　　）名 ロ（　　）％ ハ（　　）名

主眼事項	基準等・通知　等	評価	備考
	な運営について」に規定する「認知症介護実践者研修」を指すものとする。　♦平12老企36第2の7（13）⑥ ◎　認知症介護指導者研修，認知症介護実践リーダー研修，認知症介護実践者研修，認知症看護に係る適切な研修の修了者は，指定通所介護を行う時間帯を通じて１名以上配置する必要がある。 ♦平12老企36第2の7（13）⑦ ◎　認知症加算については，日常生活自立度のランクⅢ，Ⅳ又はMに該当する者に対して算定することができる。また，中重度者ケア体制加算の算定要件も満たす場合は，認知症加算の算定とともに中重度ケア体制加算も算定できる。　♦平12老企36第2の7（13）⑧ ◎　認知症加算を算定している事業所にあっては，認知症の症状の進行の緩和に資するケアを計画的に実施するプログラムを作成することとする。　♦平12老企36第2の7（13）⑨ *H27Q＆A　Vol．1　問33* *認知症介護実践者研修等の修了者については，介護職員以外の職種の者でも認められるが，その場合，通所介護を行う時間帯を通じて指定通所介護事業所に従事している必要がある。* *なお，他の加算の要件の職員として配置する場合，兼務は認められない。* *H27Q＆A　Vol．1　問34* *認知症加算の算定対象者の利用がない日については，認知症介護実践者研修等の修了者の配置は不要である。なお，認知症の算定対象者が利用している日に認知症介護実践者研修の修了者を配置していない場合は，認知症加算は算定できない。* *H27Q＆A　Vol．2　問２* *指定基準で配置すべき従業者，又は常勤換算方法で２以上確保する介護職員又は看護職員のうち，通所介護を行う時間帯を通じて，専従の認知症実践者研修等の修了者を少なくとも１名以上配置すればよい。* *H27Q＆A　Vol．1　問35* *旧痴呆介護実務者研修の基礎課程及び専門課程の修了者は，認知症介護に係る実践的又は専門的な研修を修了した者に該当する。* *H27Q＆A　Vol．1　問36* *利用者の認知症の症状の進行の緩和に資するケアを行うなどの目標を通所介護計画又は別途作成する計画に設定し，通所介護の提供を行うことが必要である。*		左記プログラムを作成しているか
14　若年性認知症利用者受入加算	□　別に厚生労働大臣が定める基準（注）に適合しているものとして京都府知事に届け出た事業所において，若年性認知症利用者（介護施行令第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要介護者となった者をいう。）に対して指定通所介護を行った場合には，若年性認知症利用者受入加算として，１日につき60単位を所定単位数に加算しているか。ただし，認知症加算を算定している場合は，算定しない。　♦平12厚告19別表6注14 注　厚生労働大臣が定める基準　♦平27厚告95第18号 受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めていること。 ◎　受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定め，その者を中心に，当該利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行うこと。　♦平12老企36第2の7（14） *H21Q＆A　Vol．1　問102* *施設や事業所の介護職員の中から定めていただきたい。人数や資格等の要件は問わない。* *H21Q＆A　Vol．2　問24*	適・否	【　算定の有・無　】 担当者確認 認知症加算を併算定していないか。

主眼事項	基準等・通知　等	評価	備考
	個別の担当者は，当該利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行う上で中心的な役割を果たすものであるが，当該利用者へのサービス提供時に必ずしも出勤している必要はない。		
15　栄養アセスメント加算	□　次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして京都府知事に届け出た指定通所介護事業所において，利用者に対して，管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント（利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することをいう。）を行った場合は，栄養アセスメント加算として，１月につき50単位を所定単位数に加算しているか。ただし，当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は，算定しない。　♦平12厚告19別表6注15 ⑴　当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を１名以上配置していること。 ⑵　利用者ごとに，管理栄養士，看護職員，介護職員，生活相談員その他の職種の者（「管理栄養士等」という。）が共同して栄養アセスメントを実施し，当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し，相談等に必要に応じ対応すること。 ⑶　利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し，栄養管理の実施に当たって，当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。 ⑷　別に厚生労働大臣が定める基準（注）に適合している指定通所介護事業所であること。 注　厚生労働大臣が定める基準　♦平27厚告95第18の2号 定員超過又は人員欠如による減算の状態にないこと。 ◎　栄養アセスメント加算について　♦平12老企36第2の7(15) ①　栄養アセスメント加算の算定に係る栄養アセスメントは，利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として行われることに留意すること。 ②　当該事業所の職員として，又は外部（他の介護事業所（栄養アセスメント加算の対象事業所に限る。），医療機関，介護保険施設（栄養マネジメント強化加算の算定要件として規定する員数を超えて管理栄養士を置いているもの又は常勤の管理栄養士を１名以上配置しているものに限る。）又は公益社団法人日本栄養士会若しくは都道府県栄養士会が設置し，運営する「栄養ケア・ステーション」）との連携により，管理栄養士を１名以上配置して行うものであること。 ③　栄養アセスメントについては，３月に１回以上，イからニまでに掲げる手順により行うこと。あわせて，利用者の体重については，１月毎に測定すること。 イ　利用者ごとの低栄養状態のリスクを，利用開始時に把握すること。 ロ　管理栄養士，看護職員，介護職員，生活相談員その他の職種の者が共同して，利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮しつつ，解決すべき栄養管理上の課題の把握を行うこと。 ハ　イ及びロの結果を当該利用者又はその家族に対して説明し，必要に応じ解決すべき栄養管理上の課題に応じた栄養食事相談，情報提供等を行うこと。 ニ　低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者については，介護支援専門員と情報共有を行い，栄養改善加算に係る栄養改善サービスの提供を検討するように依頼すること。 ④　原則として，当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は，栄養アセスメント加算は算定しないが，栄養アセスメント加算に基づく栄養アセスメントの結果，栄養改善加算に係る栄養改善サービスの提供が必要と判断された場合は，栄養アセスメント加算の算定月でも栄養改善加算を算定できること。 ⑤　厚生労働省への情報の提出については，ＬＩＦＥを用いて行うこととする。ＬＩＦＥへの提出情報，提出頻度等については，「科学的介護情報システム（ＬＩＦＥ）関連加算に関する基本	適・否	【　算定の有・無　】 管理栄養士の氏名 （　　） ・栄養アセスメントの頻度 3月に1回以上（有・無） ・利用者の体重測定 １月に１回 （有・無） ・開始時の低栄養リスクの把握（有・無） ・栄養管理上の課題の把握（有・無） ・利用者等への説明（有・無） ・介護支援専門員との情報共有（有・無） LIFEへの提出 【　有・無　】

主眼事項	基準等・通知　等	評価	備考
	的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照されたい。 　サービスの質の向上を図るため，ＬＩＦＥへの提出情報及びフィードバック情報を活用し，利用者の状態に応じた栄養管理の内容の決定（Plan），当該決定に基づく支援の提供（Do），当該支援内容の評価（Check），その評価結果を踏まえた栄養管理の内容の見直し・改善（Action）の一連のサイクル（ＰＤＣＡサイクル）により，サービスの質の管理を行うこと。 　提出された情報については，国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上に資するため，適宜活用されるものである。		
16　栄養改善加算	□　次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして京都府知事に届け出て，低栄養状態にある又はそのおそれのある利用者に対して，当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として，個別に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって，利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「栄養改善サービス」という。）を行った場合は，栄養改善加算として，３月以内の期間に限り１月に２回を限度として１回につき200単位を所定単位数に加算しているか。 　ただし，栄養改善サービスの開始から３月ごとの利用者の栄養状態の評価の結果，低栄養状態が改善せず，栄養改善サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については，引き続き算定することができる。　◆平12厚告19別表6注16，下記ホについて平27厚告95第19号 イ　当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を１名以上配置していること。 ロ　利用者の栄養状態を利用開始時に把握し，管理栄養士等が共同して，利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。 ハ　利用者ごとの栄養ケア計画に従い，必要に応じて当該利用者の居宅を訪問し，管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに，利用者の栄養状態を定期的に記録していること。 ニ　利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価すること。 ホ　定員超過又は人員欠如による減算の状態にないこと。 ◎　栄養改善加算について ①　栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスの提供は，利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として行われることに留意すること。　◆平12老企36第2の7(16)① ②　当該事業所の職員として，又は外部（他の介護事業所（栄養改善加算の対象事業所に限る。），医療機関，（介護保険施設（栄養マネジメント強化加算の算定要件として規定する員数を超えて管理栄養士を置いているもの又は常勤の管理栄養士を１名以上配置しているものに限る。）又は公益社団法人日本栄養士会若しくは都道府県栄養士会が設置し，運営する「栄養ケア・ステーション」）との連携により，管理栄養士を１名以上配置して行うこと。　◆平12老企36第2の7(16)② ③　栄養改善加算を算定できる利用者は，次のイからホのいずれかに該当する者であって，栄養改善サービスの提供が必要と認められる者とすること。　◆平12老企36第2の7(16)③ イ　ＢＭＩが18.5未満である者 ロ　１～６月間で３％以上の体重の減少が認められる者又は「地域支援事業の実施について」（平成18年６月９日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知）に規定する基本チェックリストのNo.11 の項目が「１」に該当する者 ハ　血清アルブミン値が3.5g/dl以下である者 ニ　食事摂取量が不良（75%以下）である者 ホ　その他低栄養状態にある又はそのおそれがあると認められる者 　なお，次のような問題を有する者については，上記イからホのいずれかの項目に該当するかどうか，適宜確認されたい。	適・否	【　算定の有・無　】 内部管理栄養士配置 →　有・無 外部管理栄養士配置 →　有・無 ・加算該当者の該当内容（◎取扱いの②）確認 ・栄養ケア計画確認 ・加算算定のプロセス（◎取扱いの③）確認 ・同意確認できるか。（自署・押印必須ではない。） ・令和３年３月16日老認発0316第３号，老老発第0316第２号課長通知「リハビリテーション・個別機能訓練，栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照

主眼事項	基準等・通知　等	評価	備考
	・　口腔及び摂食・嚥下機能の問題（基本チェックリストの口腔機能に関連する（13），(14)，(15)のいずれかの項目において「１」に該当する者などを含む。） ・　生活機能の低下の問題 ・　褥瘡に関する問題 ・　食欲の低下の問題 ・　閉じこもりの問題（基本チェックリストの閉じこもりに関連する（16），(17)のいずれかの項目において「１」に該当する者などを含む。） ・　認知症の問題（基本チェックリストの認知症に関連する（18），(19)，(20)のいずれかの項目において「１」に該当する者などを含む。） ・　うつの問題（基本チェックリストのうつに関連する（21）から(25)の項目において，２項目以上「１」に該当する者などを含む。） ④　栄養改善サービスの提供は，以下のイからへまでに掲げる手順を経てなされる。　◆平12老企36第2の7(16)④ イ　利用者ごとの低栄養状態のリスクを，利用開始時に把握すること。 ロ　利用開始時に管理栄養士が中心となって，利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮しつつ，栄養状態に関する解決すべき課題の把握（以下「栄養アセスメント」という。）を行い，管理栄養士，看護職員，介護職員，生活相談員その他の職種の者が共同して，栄養食事相談に関する事項（食事に関する内容の説明等），解決すべき栄養管理上の課題等に対し取り組むべき事項等を記載した栄養ケア計画を作成すること。作成した栄養ケア計画については，栄養改善サービスの対象となる利用者又はその家族に説明し，その同意を得ること。なお，通所介護においては，栄養ケア計画に相当する内容を通所介護計画の中に記載する場合は，その記載をもって栄養ケア計画の作成に代えることができるものとすること。 ハ　栄養ケア計画に基づき，管理栄養士等が利用者ごとに栄養改善サービスを提供すること。その際，栄養ケア計画に実施上の問題点があれば直ちに当該計画を修正すること。 ニ　栄養改善サービスの提供に当たり，居宅における食事の状況を聞き取った結果，課題がある場合は，当該課題を解決するため，利用者又はその家族の同意を得て，当該利用者の居宅を訪問し，居宅での食事状況・食事環境等の具体的な課題の把握や，主として食事の準備をする者に対する栄養食事相談等の栄養改善サービスを提供すること。 ホ　利用者の栄養状態に応じて，定期的に，利用者の生活機能の状況を検討し，概ね３月ごとに体重を測定する等により栄養状態の評価を行い，その結果を当該利用者を担当する介護支援専門員や主治の医師に対して情報提供すること。 ヘ　サービスの提供の記録において利用者ごとの栄養計画に従い管理栄養士が利用者の栄養状態を定期的に記録する場合は，当該記録とは別に栄養改善加算の算定のために利用者の栄養状態を定期的に記録する必要はないものとすること。 ⑤　概ね３月ごとの評価の結果，②のイからホまでのいずれかに該当する者であって，継続的に管理栄養士等がサービス提供を行うことにより，栄養改善の効果が期待できると認められるものについては，継続的に栄養改善サービスを提供する。 ◆平12老企36第2の7(16)⑤ *Ｈ18Ｑ＆Ａ　Vol.１　問52* *「低栄養状態にある又はそのおそれのある利用者」の判断は，サービス担当者会議等における医師の指導の下に，栄養ケア計画策定時にケアマネ，管理栄養士等が低栄養状態のリスク状況や食生活の状況を確認することで判断する。* *Ｈ18Ｑ＆Ａ　Vol.１　問30* *管理栄養士は常勤に限らない。非常勤の場合，利用者の状況の把握・評価，計画作成等，業務が遂行できるような勤務態勢が必*		

主眼事項	基準等・通知　等	評価	備考
	要。 *Ｈ18Ｑ＆Ａ　Vol.１　問31* *管理栄養士が併設介護保険施設及び通所介護との兼務の場合，いずれのサービス提供にも支障がないことが必要。* *Ｈ18Ｑ＆Ａ　Vol.１　問32* *給食委託業者の管理栄養士では認められない。* *Ｈ21Ｑ＆Ａ　Vol.１　問16* *その他低栄養状態にある又はそのおそれがあると認められる者とは，以下のような場合が考えられる。* *・　医師の医学的な判断により低栄養状態にある又はそのおそれがあると認める場合。* *・　イ～ニの項目に掲げられている基準を満たさない場合であっても，認定調査票の「えん下」，「食事摂取」，「口腔清潔」，「特別な医療について」などの項目や，特記事項，主治医意見書などから，低栄養状態にある又はそのおそれがあると，サービス担当者会議において認められる場合。* *なお，低栄養状態のおそれがあると認められる者とは，現状の食生活を続けた場合に，低栄養状態になる可能性が高いと判断される場合を想定している。* *また，食事摂取が不良の者とは，以下のような場合が考えられる。* *・　普段に比較し，食事摂取量が75%以下である場合。* *・　１日の食事回数が２回以下であって，１回あたりの食事摂取量が普段より少ない場合。* *Ｈ21Ｑ＆Ａ　Vol.２　問４* *利用者又はその家族の同意を口頭で確認した場合には，栄養ケア計画などに係る記録に利用者又はその家族が同意した旨を記載すればよく，利用者又はその家族の自署又は押印は必須ではない。* *Ｈ30Ｑ＆Ａ　Vol.５　問1* *通所サービスで設けている「栄養改善加算」については，低栄養状態の改善等を目的として栄養ケア計画に基づき，利用者ごとに栄養食事相談等の栄養管理を行うものである。* *一方，「管理栄養士による居宅療養管理指導」については，低栄養状態にある者や特別食を必要とする者に対して栄養ケア計画に基づき，利用者ごとに栄養食事相談等の栄養管理を行うものである。* *したがって，栄養改善加算を算定した者に対して，低栄養状態を改善する等の観点で管理栄養士による居宅療養管理指導を行った場合，栄養管理の内容が重複するものと考えられるため，栄養改善加算を算定した者に対しては，管理栄養士による居宅療養管理指導を算定することができない。* *Ｒ３Ｑ＆Ａ　Vol.３　問３３* *それぞれ別の通所介護・通所リハビリテーション事業所に通所している場合，それぞれの事業所で同時に算定することは想定されない。*		
17　口腔・栄養スクリーニング加算	□　別に厚生労働大臣が定める基準（注）に適合する指定通所介護事業所の従業者が，利用開始時及び利用中６月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に，口腔・栄養スクリーニング加算として，次に掲げる区分に応じ，１回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし，次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては，次に掲げるその他の加算は算定せず，当該利用者について，当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合にあっては算定しない。　◆平12厚告19別表6注17 イ　口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）　　２０単位 ロ　口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）　　５単位 注　厚生労働大臣が定める基準　◆平27厚告95第19号の2 イ　口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）次に掲げる基準のいずれにも適合すること。	適・否	【　算定の有・無　】 （Ⅰ・Ⅱ） ・利用開始時及び利用中６月ごとに利用者の口腔の健康状態，栄養状態について確認。 ・利用者の口腔・栄養状態に係る情報をケアマネに文書で共有。

主眼事項	基準等・通知　等	評価	備考
	⑴　利用開始時及び利用中６月ごとに利用者の口腔の健康状態について確認を行い，当該利用者の口腔の健康状態に関する情報（当該利用者の口腔の健康状態が低下しているおそれのある場合にあっては，その改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。 ⑵　利用開始時及び利用中６月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い，当該利用者の栄養状態に関する情報（当該利用者が低栄養状態の場合にあっては，低栄養状態の改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。 ⑶　定員超過又は人員欠如による減算の状態にないこと。 ⑷　算定日が属する月が，次に掲げる基準のいずれにも該当しないこと。 ㈠　栄養アセスメント加算を算定している又は当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間である若しくは当該栄養改善サービスが終了した日の属する月であること。 ㈡　当該利用者が口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間である又は当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月であること。 ロ　口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）次に掲げる基準のいずれかに適合すること。 ⑴　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ㈠　イ⑴及び⑶に掲げる基準に適合すること。 ㈡　算定日が属する月が，栄養アセスメント加算を算定している又は当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間である若しくは当該栄養改善サービスが終了した日の属する月であること。 ㈢　算定日が属する月が，当該利用者が口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間及び当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月ではないこと。 ⑵　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ㈠　イ⑵及び⑶に掲げる基準に適合すること。 ㈡　算定日が属する月が，栄養アセスメント加算を算定していない，かつ，当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間又は当該栄養改善サービスが終了した日の属する月ではないこと。 ㈢　算定日が属する月が，当該利用者が口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間及び当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月であること。 ◎　口腔・栄養スクリーニングの算定に係る口腔の健康状態のスクリーニング（以下「口腔スクリーニング」という。）及び栄養状態のスクリーニング（以下「栄養スクリーニング」という。）は，利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として行われることに留意すること。　♦平12老企36第2の7(17)① ◎　口腔スクリーニング及び栄養スクリーニングは，利用者に対して，原則として一体的に実施すべきものであること。ただし，上記注のロに規定する場合にあっては，口腔スクリーニング又は栄養スクリーニングの一方のみを行い，口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）を算定することができる。　♦平12老企36第2の7(17)② ◎　口腔スクリーニング及び栄養スクリーニングを行うに当たっては，利用者について，それぞれ次に掲げる確認を行い，確認した情報を介護支援専門員に対し，提供すること。　♦平12老企36第2の7(17)③ イ　口腔スクリーニング ａ　硬いものを避け，柔らかいものばかりを中心に食べる者 ｂ　入れ歯を使っている者 ｃ　むせやすい者 ロ　栄養スクリーニング ａ　BMI が 18.5 未満である者 ｂ　１～６月間で 3%以上の体重の減少が認められる者又は「地域支援事業の実施について」（平成 18 年６月９日老発第 0609001 号厚生労働省老健局長通知）に規定する基本チェックリストの		

主眼事項	基準等・通知　等	評価	備考
	No.11の項目が「１」に該当する者 ｃ　血清アルブミン値が3.5g/dl以下である者 ｄ　食事摂取量が不良(75%以下)である者 ◎　口腔・栄養スクリーニング加算の算定を行う事業所については，サービス担当者会議で決定することとし，原則として，当該事業所が当該加算に基づく口腔スクリーニング又は栄養スクリーニングを継続的に実施すること。　♦平12老企36第2の7(17)④ ◎　口腔・栄養スクリーニング加算に基づく口腔スクリーニング又は栄養スクリーニングの結果，栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービス又は口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスの提供が必要と判断された場合は，口腔・栄養スクリーニング加算の算定月でも栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定できること。　♦平12老企36第2の7(17)⑤		
18　口腔機能向上加算	□　別に厚生労働大臣が定める基準（注）に適合しているものとして京都府知事に届け出て，口腔機能が低下している又はそのおそれのある利用者に対して，当該利用者の口腔機能の向上を目的として，個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって，利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は，口腔機能向上加算として，当該基準に掲げる区分に従い，３月以内の期間に限り１月に２回を限度として１回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。 　ただし，次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては，次に掲げるその他の加算は算定しない。また，口腔機能向上サービスの開始から３月ごとの利用者の口腔機能の評価の結果，口腔機能が向上せず，口腔機能向上サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については，引き続き算定することができる。 ♦平12厚告19別表6注18 イ　口腔機能向上加算（Ⅰ）　150単位 ロ　口腔機能向上加算（Ⅱ）　160単位 注　厚生労働大臣が定める基準　♦平27厚告95第20号 イ　口腔機能向上加算（Ⅰ）　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ⑴　言語聴覚士，歯科衛生士又は看護職員を一名以上配置していること。 ⑵　利用者の口腔機能を利用開始時に把握し，言語聴覚士，歯科衛生士，看護職員，介護職員，生活相談員その他の職種の者が共同して，利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成していること。 ⑶　利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士，歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービス（指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所介護費の注18に規定する口腔機能向上サービスをいう。以下同じ。）を行っているとともに，利用者の口腔機能を定期的に記録していること。 ⑷　利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価すること。 ⑸　定員超過又は人員欠如による減算の状態にないこと。 ロ　口腔機能向上加算（Ⅱ）　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ⑴　イ⑴から⑸までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 ⑵　利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出し，口腔機能向上サービスの実施に当たって，当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。 ◎　口腔機能向上加算について　♦平12老企36第2の7(18) ①　口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスの提供には利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として行わ	適・否	【　算定の有・無　】 ・口腔機能改善管理指導計画確認 ・加算算定のプロセス確認 ・同意確認できるか。（自署・押印必須ではない。） 利用開始時に口腔機能を把握しているか （　適　・　否　） 評価の頻度 （概ね３月ごとに１回） 記録はあるか ・配置職員の資格 （　　） ・令和３年３月16日老認発0316第３号，老老発第0316号課長通知「リハビリテーション・個別機能訓練，栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照

主眼事項	基準等・通知　等	評価	備考
	れることに留意すること。 ②　言語聴覚士，歯科衛生士又は看護職員を１名以上配置して行うものであること。 ③　口腔機能向上加算を算定できる利用者は，次のイからハまでのいずれかに該当する者であって，口腔機能向上サービスの提供が必要と認められる者とすること。 イ　認定調査票における嚥下，食事摂取，口腔清潔の３項目のいずれかの項目において「１」以外に該当する者 ロ　基本チェックリストの口腔機能に関連する(13)，(14)，(15)の３項目のうち，２項目以上が「１」に該当する者 ハ　その他口腔機能の低下している者又はそのおそれのある者 ④　利用者の口腔の状態によっては，医療における対応を要する場合も想定されることから，必要に応じて，介護支援専門員を通して主治医又は主治の歯科医師への情報提供，受診勧奨などの適切な措置を講じることとする。なお，歯科医療を受診している場合であって，次のイ又はロのいずれかに該当する場合にあっては，加算は算定できない。 イ　医療保険において歯科診療報酬点数表に掲げる摂食機能療法を算定している場合 ロ　医療保険において歯科診療報酬点数表に掲げる摂食機能療法を算定していない場合であって，介護保険の口腔機能向上サービスとして「摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施」を行っていない場合。 ⑤　口腔機能向上サービスの提供は，以下のイからホまでに掲げる手順を経てなされる。 イ　利用者ごとの口腔機能を，利用開始時に把握すること。 ロ　利用開始時に言語聴覚士，歯科衛生士又は看護職員が中心となって，利用者ごとの口腔清潔，摂食・嚥下機能に関する解決すべき課題の把握を行い，言語聴覚士，歯科衛生士，看護職員，介護職員，生活相談員その他の職種の者が共同して取り組むべき事項等を記載した口腔機能改善管理指導計画を作成すること。作成した口腔機能改善管理指導計画については，口腔機能向上サービスの対象となる利用者又はその家族に説明し，その同意を得ること。なお，通所介護においては，口腔機能改善管理指導計画に相当する内容を通所介護計画の中に記載する場合は，その記載をもって口腔機能改善管理計画の作成に代えることができるものとすること。 ハ　口腔機能改善管理指導計画に基づき，言語聴覚士，歯科衛生士，看護職員等が利用者ごとに口腔機能向上サービスを提供すること。その際，口腔機能改善管理指導計画に実施上の問題点があれば直ちに当該計画を修正すること。 ニ　利用者の口腔機能の状態に応じて，定期的に，利用者の生活機能の状況を検討し，概ね３月ごとに口腔機能の状態の評価を行い，その結果について当該利用者を担当する担当介護支援専門員や主治の医師，主治の歯科医師に対して情報提供すること。 ホ　サービスの提供の記録において利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士，歯科衛生士又は看護職員が利用者の口腔機能を定期的に記録する場合は，当該記録とは別に口腔機能向上加算の算定のために利用者の口腔機能を定期的に記録する必要はないものとすること。 ⑥　概ね３月ごとの評価の結果，次のイ又はロのいずれかに該当する者であって，継続的に言語聴覚士，歯科衛生士，看護職員等がサービス提供を行うことにより，口腔機能の向上又は維持の効果が期待できると認められるものについては，継続的に口腔機能向上サービスを提供する。 イ　口腔清潔･唾液分泌･咀嚼･嚥下･食事摂取等の口腔機能の低下が認められる状態の者 ロ　当該サービスを継続しないことにより，口腔機能が著しく低下するおそれのある者		口腔機能向上サービスの提供が必要な理由の確認 ・認定調査票 ・基本チェックリスト ・その他 （　　）

主眼事項	基準等・通知　等	評価	備考
	⑦　厚生労働省への情報の提出については，ＬＩＦＥを用いて行うこととする。ＬＩＦＥへの提出情報，提出頻度等については，「科学的介護情報システム（ＬＩＦＥ）関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照されたい。 サービスの質の向上を図るため，ＬＩＦＥへの提出情報及びフィードバック情報を活用し，利用者の状態に応じた口腔機能改善管理指導計画の作成（Plan），当該計画に基づく支援の提供（Do），当該支援内容の評価（Check），その評価結果を踏まえた当該計画の見直し・改善（Action）の一連のサイクル（ＰＤＣＡサイクル）により，サービスの質の管理を行うこと。 提出された情報については，国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上に資するため，適宜活用されるものである。 *Ｈ18Ｑ＆Ａ　Vol.１　問36* *言語聴覚士，歯科衛生士又は看護職員の行う業務については，口腔機能向上サービスを適切に実施する観点から，通所介護事業所に雇用された言語聴覚士，歯科衛生士又は看護職員が行うものであり，これらの職種の者の業務を委託することは認められない。* *Ｈ18Ｑ＆Ａ　Vol.４　問１* *それぞれ別の通所介護・通所リハビリテーション事業所に通所している場合，それぞれの事業所で同時に算定することは想定されない。* *Ｈ21Ｑ＆Ａ　Vol.１　問14* *「ハ　その他口腔機能の低下している者又はそのおそれのある者」とは，例えば，認定調査票のいずれの口腔関連項目も「１」に該当する者，基本チェックリストの口腔関連項目の１項目のみが「１」に該当する又はいずれも口腔関連項目も「０」に該当する者であっても，介護予防ケアマネジメント又はケアマネジメントにおける課題分析に当たって，認定調査票の特記事項における記載内容（不足の判断根拠，介助方法の選択理由等）から，口腔機能の低下している又はそのおそれがあると判断される者については算定できる利用者として差し支えない。* *同様に，主治医意見書の摂食・嚥下機能に関する記載内容や特記すべき事項の記載内容等から口腔機能の低下している又はそのおそれがあると判断される者，視認により口腔内の衛生状態に問題があると判断される者，医師，歯科医師，介護支援専門員，サービス提供事業所等からの情報提供により口腔機能の低下している又はそのおそれがあると判断される者等についても算定して差し支えない。* *Ｈ21Ｑ＆Ａ　Vol.１　問15* *利用者又はその家族の同意を口頭で確認し，口腔機能改善管理指導計画又は再把握に係る記録等に利用者又はその家族が同意した旨を記載すればよく，利用者又はその家族の自署又は押印は必須ではない。* *Ｈ21Ｑ＆Ａ　Vol.２　問１* *歯科医療を受診している場合の口腔機能向上加算の取扱いについて，患者又はその家族に説明した上，歯科医療機関が患者又は家族等に提供する管理計画書（歯科疾患管理料を算定した場合）等に基づき，歯科医療を受診した月に係る介護報酬の請求時に，事業所において判断する。*		LIFEへの提出 【　有・無　】
19　科学的介護推進体制加算	□　次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして京都府知事に届け出た指定通所介護事業所が，利用者に対し指定通所介護を行った場合は，科学的介護推進体制加算として，１月につき40単位を所定単位数に加算しているか。　♦平12厚告19別表6注19 イ　利用者ごとのＡＤＬ値（ＡＤＬの評価に基づき測定した値をいう。以下同じ。），栄養状態，口腔機能，認知症（法第５条の２第１項に規定する認知症をいう。以下同じ。）の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を，厚生労働省に提出していること。	適・否	【　算定の有・無　】 □　厚労省に提出しているか ・ＡＤＬ値 ・栄養状態 ・口腔機能 ・認知症

主眼事項	基準等・通知　等	評価	備考
	ロ　必要に応じて通所介護計画を見直すなど，指定通所介護の提供に当たって，イに規定する情報その他指定通所介護を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。 ◎　科学的介護推進体制加算について　♦平12老企36第2の7(19) ①　科学的介護推進体制加算は，原則として利用者全員を対象として，利用者ごとに注19 に掲げる要件を満たした場合に，当該事業所の利用者全員に対して算定できるものであること。 ② 情報の提出については，ＬＩＦＥを用いて行うこととする。ＬＩＦＥへの提出情報，提出頻度等については，「科学的介護情報システム（ＬＩＦＥ）関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照されたい。 ③　事業所は，利用者に提供するサービスの質を常に向上させていくため，計画（Plan），実行（Do），評価（Check），改善（Action）のサイクル（ＰＤＣＡサイクル）により，質の高いサービスを実施する体制を構築するとともに，その更なる向上に努めることが重要であり，具体的には，次のような一連の取組が求められる。したがって，情報を厚生労働省に提出するだけでは，本加算の算定対象とはならない。 イ　利用者の心身の状況等に係る基本的な情報に基づき，適切なサービスを提供するためのサービス計画を作成する（Plan）。 ロ　サービスの提供に当たっては，サービス計画に基づいて，利用者の自立支援や重度化防止に資する介護を実施する（Do）。 ハ　ＬＩＦＥへの提出情報及びフィードバック情報等も活用し，多職種が共同して，事業所の特性やサービス提供の在り方について検証を行う（Check）。 ニ　検証結果に基づき，利用者のサービス計画を適切に見直し，事業所全体として，サービスの質の更なる向上に努める（Action）。 ④　提出された情報については，国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上に資するため，適宜活用されるものである。		・その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報 LIFEへの提出 【　有・無　】
20　指定通所介護事業所と同一建物に居住する利用者に対する取扱い	□　指定通所介護事業所と同一建物に居住する者又は指定通所介護事業所と同一建物から当該指定通所介護事業所に通う者に対し，指定通所介護を行った場合は，1日につき94単位を所定単位数から減算しているか。ただし，傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は，この限りではない。 ♦平12厚告19別表6注21 ◎　事業所と同一建物に居住する利用者又は同一建物から通う利用者に通所介護を行う場合について ①　同一建物の定義 「同一建物」とは，当該指定通所介護事業所と構造上又は外形上，一体的な建築物を指すものであり，具体的には当該建物の一階部分に指定通所介護事業所がある場合や，当該建物と渡り廊下等で繋がっている場合が該当し，同一敷地内にある別棟の建築物や道路を挟んで隣接する場合は該当しない。 また，ここでいう同一建物については，当該建築物の管理，運営法人が当該指定通所介護事業所の指定通所介護事業者と異なる場合であっても該当するものであること。 ♦平12老企36第2の7(20)① ②　なお，傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要と認められる利用者に対して送迎を行った場合は，例外的に減算対象とならない。 具体的には，傷病により一時的に歩行困難になった者又は歩行困難な要介護者であって，かつ建物の構造上自力で通所が困難（当該建物にエレベーターがない又は故障中）である者に対し，2人以上の従業者が，当該利用者の居住する場所と当該当該指定通所介護事業所の間の往復の異動を介助した場合に限られ	適・否	【　事例の有・無　】 ②の記録を確認

主眼事項	基準等・通知　等	評価	備考
	ること。 　ただし，この場合，2人以上の従業者による移動介助を必要とする理由や移動介助の方法及び期間について，介護支援専門員とサービス担当者会議等で慎重に検討し，その内容及び結果について通所介護計画に記載すること。また，移動介助者及び移動介助時の利用者の様子等について，記録しなければならない。 ♦平12老企36第2の7（20）②		
21　送迎を行わない場合の減算	□　利用者に対して，その居宅と指定通所介護事業所との間の送迎を行わない場合は，片道につき 47 単位を所定単位数から減算しているか。 ♦平12厚告19別表6注22 ◎　利用者が自ら指定通所介護事業所に通う場合，利用者の家族等が指定通所介護事業所への送迎を行う場合など，当該指定通所介護事業所の従業者が利用者の居宅と指定通所介護事業所との間の送迎を実施していない場合は，片道につき減算の対象となる。ただし，上記 20（指定通所介護事業所と同一建物に居住する利用者に係る減算）の減算の対象となっている場合には，当該減算の対象とならない。　♦平12老企36第2の7（21） *H27Q＆A　Vol.１　問 60* *宿泊サービスの利用の有無にかかわらず，送迎をしていなければ減算となる。* *H27Q＆A　Vol.１　問 61* *送迎減算の有無に関しては，個別サービス計画上，送迎が往復か片道かを位置付けさせた上で，実際の送迎の有無を確認の上，送迎を行っていなければ減算となる。* *H27Q＆A　Vol.１　問 62* *徒歩での送迎は，減算の対象にはならない。* *H27Q＆A　Vol.２　問５* *指定通所介護事業所等の設備を利用した夜間及び深夜の指定通所介護等以外のサービス（宿泊サービス）を連続して利用する場合に，初日と最終日を除き，行き帰りの送迎を実施しないこととなり，この場合は送迎減算（47 単位×２）が適用される。* *なお，初日と最終日についても片道の送迎を実施していないことから，送迎減算（47 単位）が適用される。*	適・否	【　事例の有・無　】
22　サービス提供体制強化加算	□　別に厚生労働大臣が定める基準（注）に適合しているものとして京都府知事に届け出た事業所が，利用者に対し，指定通所介護を行った場合は，当該基準に掲げる区分に従い，１回につき次に掲げる所定単位数を加算しているか。 　ただし，次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては，次に掲げるその他の加算は算定しない。 ♦平12厚告19別表6ニ注 注　厚生労働大臣が定める基準　♦平27厚告95第23号 １　サービス提供体制強化加算（Ⅰ）　・・・・22単位 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 イ　次のいずれかに適合すること。 ⑴　指定通所介護事業所の介護職員の総数のうち，介護福祉士の占める割合が１００分の７０以上であること。 ⑵　指定通所介護事業所の介護職員の総数のうち，勤続年数１０年以上の介護福祉士の占める割合が１００分の２５以上であること。 ロ　定員超過又は人員欠如による減算の状態にないこと。 ２　サービス提供体制強化加算（Ⅱ）　・・・・18単位 イ　指定通所介護事業所の介護職員の総数のうち，介護福祉士の占める割合が100分の50以上であること。 ロ　１のロに該当するものであること。 ３　サービス提供体制強化加算（Ⅲ）　・・・・６単位 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 イ　次のいずれかに適合すること。	適・否	【　算定の有・無　】 前年度（3月除く）の平均で割合を算出 【　上記算出結果記録の有・無　】 年度（4月～翌2月）の左記割合数値を3月に確認の上，翌年度加算算定の可否を決定できているか。（不可の場合は速やかに届出要） ※前年度実績6ヶ月ない場合は前３月平均 （　　月～　　月） ○（Ⅰ） 介護職員の総数 ＿＿＿＿＿人 うち介福の数 ＿＿＿＿＿人 割合 ＿＿＿＿＿% 勤続10年以上の介福

主眼事項	基準等・通知　等	評価	備考
	⑴　指定通所介護事業所の介護職員の総数のうち，介護福祉士の占める割合が100分の40以上であること。 ⑵　指定通所介護を利用者に直接提供する職員の総数のうち，勤続年数７年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。 ロ　１のロに該当するものであること。 ◎　職員の割合の算出に当たっては，常勤換算方法により算出した前年度（３月を除く。）の平均を用いることとする。ただし，前年度の実績が６月に満たない事業所（新たに事業を開始し，又は再開した事業所を含む。）については，届出日の属する月の前３月について，常勤換算方法により算出した平均を用いることとする。したがって，新たに事業を開始し，又は再開した事業者については，４月目以降届出が可能となるものであること。なお，介護福祉士については，各月の前月の末日時点で資格を取得している者とすること。♦平12老企36第2の7（24）①，平12老企36第2の3（9）④準用 ◎　上記ただし書の場合にあっては，届出を行った月以降においても，直近３月間の職員の割合につき，毎月継続的に所定の割合を維持しなければならない。なお，その割合については，毎月記録するものとし，所定の割合を下回った場合については，直ちに届出を提出しなければならない。 ♦平12老企36第2の7（24）①，平12老企36第2の3（9）⑤準用 ◎　指定通所介護を利用者に直接提供する職員とは，生活相談員，看護職員，介護職員又は機能訓練指導員として勤務を行う職員を指すものとする。♦平12老企36第2の7（24）② ◎　勤続年数とは，各月の前月の末日時点における勤続年数をいうものとする♦平12老企36第2の7（24）①，平12老企36第2の3（9）⑥準用 ◎　勤続年数の算定に当たっては，当該事業所における勤務年数に加え，同一法人等の経営する他の介護サービス事業所，病院，社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができるものとする。 ♦平12老企36第2の7（24）①，平12老企36第2の3（9）⑦準用 ◎　同一の事業所において第１号通所介護を一体的に行っている場合においては，本加算の計算も一体的に行うこととする。 ♦平12老企36第2の7（24）①，平12老企36第2の3（9）⑧準用 *H21Q＆A　Vol.１　問５* *同一法人であれば，異なるサービスの事業所での勤続年数や異なる職種（直接処遇を行う職種に限る。）における勤続年数については通算することができる。また，事業所の合併又は別法人による事業の承継の場合であって，当該施設・事業所の職員に変更がないなど，事業所が実質的に継続して運営していると認められる場合には，勤続年数を通算することができる。* *ただし，グループ法人については，たとえ理事長等が同じであったとしても，通算はできない。* *H21Q＆A　Vol.１　問６* *産休や介護休業，育児休業期間中は雇用関係が継続していることから，勤続年数に含めることができる。* *H27Q＆A　Vol.２　問63* *サービス提供体制強化加算の新区分の取得に当って，職員の割合については，これまでと同様に，１年以上の運営実績がある場合，常勤換算方法により算出した前年度の平均（３月分を除く。）をもって，運営実績が６月に満たない事業所（新たに事業を開始した事業所又は事業を再開した事業所）の場合は，４月目以降に，全３月分の実績をもって取得可能となる。* *なお，これまでと同様に，運営実績が６月に満たない場合の届出にあっては，届出を行った月以降においても，毎月所定の割合を維持しなければならず，その割合については毎月記録する必要がある。*		＿＿＿＿人 割合 ＿＿＿＿％ ○（Ⅱ） 介護職員の総数 ＿＿＿＿人 うち介福の数 ＿＿＿＿人 割合 ＿＿＿＿％ ○（Ⅲ） 直接処遇職員の総数 ＿＿＿＿人 うち７年以上勤続者 ＿＿＿＿人 割合 ＿＿＿＿％ 前３月の実績により届出を行った場合，毎月継続的に割合を維持しているか確認

主眼事項	基準等・通知　等	評価	備考
	H27Q＆A　Vol.２　問64 *サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イとサービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロを同時に取得することはできない。* *また，実地指導等によって，サービス提供強化加算（Ⅰ）イの算定要件を満たさないことが判明した場合，都道府県知事等は，支給された加算の一部又は全部を返還させることが可能となっている。* *なお，サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イの算定要件を満たしていないが，サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロの算定要件を満たしている場合には，後者の加算を取得するための届出が可能であり，サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イの返還等と併せて，後者の加算を取得するための届出を行うことが可能である。*		
23　介護職員処遇改善加算	□　別に厚生労働大臣が定める基準（注１）に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして京都府知事に届け出た指定通所介護事業所が，利用者に対し，指定通所介護を行った場合には，令和６年３月３１日までの間,次に掲げる単位数を所定単位に加算しているか。 ただし，次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては，次に掲げるその他の加算は算定しない。　♦平12厚告19別表6ホ注 （1）介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 主眼事項第6－2から22までにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数 （2）介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 主眼事項第6－2から22までにより算定した単位数の1000分の43に相当する単位数 （3）介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 主眼事項第6－2から22までにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数 注１　別に厚生労働大臣が定める基準　♦平27厚告95第4号準用 イ　介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 （1）介護職員の賃金（退職手当を除く。）の改善に要する費用の見込額（賃金改善に伴う法定福利費等の事業者負担の増加分を含むことができる。以下同じ。）が，介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し，当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 （2）当該指定通所介護事業所において，（1）の賃金改善に関する計画，当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し，全ての介護職員に周知し，京都府知事に届け出ていること。 （3）介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし，経営の悪化等により事業の継続が困難な場合，当該事業の継続を図るために介護職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが，その内容について京都府知事に届け出ること。 （4）当該指定通所介護事業所において，事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を京都府知事に報告すること。 （5）算定日が属する月の前12月間において，労働基準法，労働者災害補償保険法，最低賃金法，労働安全衛生法，雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し，罰金以上の刑に処せられていないこと。 （6）当該指定通所介護事業所において，労働保険料の納付が適正に行われていること。 （7）次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ア　介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件	適・否	【　算定の有・無　】 □ 賃金改善計画の確認（算定見込額，賃金改善の時期・方法等） □ 賃金改善の根拠規程（賃金規程等）を確認 □ 処遇改善計画書を確認，周知方法の確認 □賃金台帳，給与明細書,源泉徴収票等を確認 □ 処遇改善実績報告書の確認 年度最終の加算支払月の翌々月の末日までに実績報告書を提出 （例：加算を算定する最後のサービス提供月が３月の場合、５月支払となるため、２か月後の７月末となる） □ 労働保険関係成立届、労働保険概算・確定保険料申告書等を確認 □ 雇用契約書を確認 □ 就業規則等を確認

主眼事項	基準等・通知　等	評価	備考
＜キャリアパス要件＞ ＜職場環境等要件＞ ＜キャリアパス要件＞ ＜職場環境等要件＞	（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。 イ　アの要件について書面をもって作成し全ての介護職員に周知していること。 ウ　介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し，当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 エ　ウについて，全ての介護職員に周知していること。 オ　介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。 カ　オの要件について書面をもって作成し，全ての介護職員に周知していること。 *Ｈ24Ｑ＆Ａ　Vol.１　問227（抜粋）* *計画については特に基準等を設けておらず，計画期間は必ずしも賃金改善実施期間と合致しなくても良い。* (8)　(2) の届出に係る計画の期間中に実施する介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該介護職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。 ロ　介護職員処遇改善加算（Ⅱ） イ（1）から（6）まで，(7) アからエまで及び（8）に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ハ　介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) イ（1）から（6）まで及び（8）に掲げる基準に適合すること。 (2) 次に掲げる基準（ア・イ）のいずれかに適合すること。 ア　次に掲げる要件の全てに適合すること。 ａ　介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。 ｂ　ａの要件について書面をもって作成し，全ての介護職員に周知していること。 イ　次に掲げる要件の全てに適合すること。 ａ　介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し，当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 ｂ　ａについて，全ての介護職員に周知していること。 ※　当該加算は区分支給限度基準額の算定対象外とする。 ※　介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和３年３月16日付け老発0316第４号厚生労働省老健局長通知）を確認すること。		□ 資質向上支援計画，研修計画及び研修実施記録を確認 □ 処遇改善内容（賃金改善を除く）及び全職員への周知を確認
24　介護職員等特定処遇改善加算	□　別に厚生労働大臣が定める基準（注）に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして京都府知事に届け出た指定通所介護事業所が，利用者に対し，指定通所介護を行った場合は，当該基準に掲げる区分に従い，次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし，次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては，次に掲げるその他の加算は算定しない。 ♦平12厚告19別表6ヘ注 (1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） 主眼事項第6－2から22までにより算定した単位数の1000分の12に相当する単位数 (2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） 主眼事項第6－2から22までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数 注　別に厚生労働大臣が定める基準　♦平27厚告95第24の2号 イ　介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 （１）　介護職員その他の職員の賃金改善について，次に掲げる基準のいずれにも適合し，かつ，賃金改善に要する費用の見込額が	適・否	【　算定の有・無　】 □ 賃金改善の根拠規程（賃金規程等）を確認 □賃金台帳，給与明細

主眼事項	基準等・通知　等	評価	備考
	介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し，当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 ア　経験・技能のある介護職員のうち１人は，賃金改善に要する費用の見込額が月額８万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額４４０万円以上であること。ただし，介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により，当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。 イ　指定通所介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が，介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均を上回っていること。 ウ　介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均が，介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の２倍以上であること。ただし，介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の平均賃金額を上回らない場合はその限りでないこと。 エ　介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額４４０万円を上回らないこと。 （２）　当該指定通所介護事業所において，賃金改善に関する計画，当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し，全ての職員に周知し，京都府知事に届け出ていること。 （３）　介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし，経営の悪化等により事業の継続が困難な場合，当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが，その内容について京都府知事に届け出ること。 （４）　当該指定通所介護事業所において，事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を京都府知事に報告すること。 （５）　通所介護費におけるサービス提供体制強化加算(Ⅰ)又は（Ⅱ）のいずれかを届け出ていること。 （６）　通所介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。 （７）　(2)の届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。）及び当該職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。 （８）　(7)の処遇改善の内容等について，インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。(なお当該要件については令和２年度より算定要件とする。) ロ　介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)　イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 ※　当該加算は区分支給限度基準額の算定対象外とする。 ※　介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和3年3月16日付け老発0316第4号厚生労働省老健局長通知）を確認すること。 *H31　Q&A　VOL.1問1* *介護職員等特定処遇改善加算については，* *・現行の介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までを取得していること* *・介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に監視，複数の取組を行っていること* *・介護職員処遇改善加算に基づく取組について，ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること* *を満たす事業所が取得できることから，勤続10年以上の介護福祉士がいない場合であっても取得可能である。* *H31　Q&A　VOL.1問３*		書，源泉徴収票等を確認 経験・技能のある介護職員数 （　　名） 月額平均８万円の賃金改善となる者又は改善後の賃金が年額 440 万円となる者の人数 （　　名） □ 特定処遇改善計画書の確認，周知方法の確認 □賃金台帳，給与明細書，源泉徴収票等を確認 □ 特定処遇改善実績報告書の確認 年度最終の加算支払月の翌々月の末日までに実績報告書を提出 （例：加算を算定する最後のサービス提供月が３月の場合、５月支払となるため、２か月後の７月末となる） サービス提供体制強化加算 （Ⅰ・Ⅱ） 【算定の有・無】 介護職員処遇改善加算 【Ⅰ･Ⅱ･Ⅲ】 □ 処遇改善内容（賃金改善を除く）及び全職員への周知を確認 □ ホームページ等の確認
＜介護福祉士の配置等要件＞ ＜現行加算要件＞ ＜職場環境等要件＞ ＜見える化要件＞			

主眼事項	基準等・通知　等	評価	備考
	事業所において，ホームページを有する場合，そのホームページを活用し， ・介護職員等特定処遇改善加算の取得状況 ・賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な取組内容 を公表することも可能である。 H31　Q&A　VOL.1問４ 「勤続10年の考え方」については， ・勤続年数を計算するに当たり，同一法人のみだけでなく，他法人や医療機関等での経験等も通算する ・すでに事業所内で設けられている能力評価や等級システムを活用するなど，10年以上の勤続年数を有しない者であっても業務や技能等を勘案して対象とする など，各事業所の裁量により柔軟に設定可能である。 H31　Q&A　VOL.1問５ 経験・技能のある介護職員については，勤続10年以上の介護福祉士を基本とし，各事業所の裁量において設定することとなり，処遇改善計画書及び実績報告書において，その基準設定の考え方について記載することとしている。 H31　Q&A　VOL.1問６ 月額8万円の処遇改善の計算に当たっては，介護職員等特定処遇改善加算にもよる賃金改善分で判断するため，現行の介護職員処遇改善加算による賃金改善分とは分けて判断することが必要である。 H31　Q&A　VOL.1問１０ その他の職種の440万円の基準についての非常勤職員の給与の計算に当たっては，常勤換算方法で計算し，賃金額を判断することが必要である。		
25　介護職員等ベースアップ等支援加算	□　別に厚生労働大臣が定める基準（注）に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして京都府知事に届け出た指定通所介護事業所が、利用者に対し、指定通所介護を行った場合は主眼事項第6－2から22までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。♦平12厚告19別表6ト注 注　別に厚生労働大臣が定める基準　♦平27厚告95第4号の3準用 次に揚げる基準のいずれにも適合すること。 イ　介護職員その他の職員の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、介護職員及びその他の職員のそれぞれについて賃金改善に要する費用の見込額の３分の２以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 ロ　事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等ベースアップ等支援計画書を作成し、全ての職員に周知し、京都府知事に届け出ていること。 ハ　介護職員等ベースアップ等支援加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について京都府知事に届け出ること。 ニ　当該事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を京都府知事に報告すること。 ホ　サービス費における介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していること。 ヘ　ロの届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善に要する費用の見込額をすべての職員に周知していること。 ※　当該加算は区分支給限度基準額の算定対象外とする。 ※　介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和4年6月21日付け老発0621第1号厚生労働省老健局長通知）を確認すること。	適・否	【　算定の有・無　】 介護職員処遇改善加算の算定 【　Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ　】
25　サービス種類相互の算定関係	□　利用者が短期入所生活介護，短期入所療養介護若しくは特定施設入居者生活介護又は小規模多機能型居宅介護，認知症対応型共同生活介護，地域密着型特定施設入居者生活介護，地域密着型介護老人	適・否	【　算定の有・無　】

主眼事項	基準等・通知　等	評価	備考
	福祉施設入所者生活介護若しくは複合型サービスを受けている間に，通所介護費が算定されていないか。　♦平１２厚告１９別表６注２０ ◎　ただし，特定施設入居者生活介護又は認知症対応型共同生活介護の提供に必要がある場合に，当該事業所の費用負担により，その利用者に対してサービスを利用させることは差し支えない。 ♦平１２老企３６第２の１（２） ◎　また，短期入所サービスを受けている者については算定しない。 ♦平１２老企３６第２の１（２）		